

# 集にあたって

成プロセスの変化に目を向けてみたい。 際的なルール、規範、基準の特質やその形 改革の背後にあって、それを促している国 遠く離れた国・地域において、同じよう 本特集では、開発途上国で進む経済法制

際制度作りが進んでいる。 通じて、国際ルールやその実現のための国 組織や民間組織が存在し、それらの活動を 国際社会では、各分野に多様な政府間国際 でいる(いわゆるソフト・ロー)。現代の 国際文書によって設定されるルールを含ん の諸アクターが策定する法的拘束力のない 間で締結される条約のほか、国際組織など 存在がある。ここで国際ルールとは、国家 を推進することを目的とした国際ルールの 度の統一・調和を進め、あるいは法制改革 が観察される。その背景には、各国の法制 な制度改革が同じ時期に進行していること

ーバルなルール形成と開発途

り込もうとする動きを強めている。 野において開発途上国を枠組みのなかに取 レゼンスが拡大し、 ○年代以降の国際ルール形成は、多くの分 各論文で明らかにされるように、 開発途上国の国際経済におけるプ グローバルな問題解決 その背

> 援するための国際ルールの策定が重視され うになり、開発途上国の国内法制改革を支 開発における法制度の役割が強調されるよ 作りが不可避となったことがある。また、 のために、開発途上地域をも含めた枠組み たこともある。 体制移行問題や経済危機への対応のなかで

# |法の統一・調整と開発途上国

この法の統一・調和の動きと結びついてき デル法が採択された。ほぼ同時期に米州に 条約や、各国が立法において参照すべきモ 野を中心に、各国の法規を統一する統一法 た。法の統一運動は、一九世紀欧州に始ま で論じられてきた。国際ルールの設定は 際的調和」(harmonization)といった概念 の統一」(unification of law)や経済規制の おいても同様の試みが始まっている。 しあるいは軽減しようとする試みは、 済活動を阻害する要因と考え、それを除去 第二次世界大戦後の法統一においては、 各国の法制度の違いを、国境を超えた経 国際私法、 知的財産法などの分

> がった。 員会)など新たなフォーラムの設立につな 間の調和に加えて、社会主義国との東西貿 議)、UNCITRAL(国連商取引法委 る要求はUNCTAD(国連貿易開発会 として既存の国際法の見直しを求め、かか 国が数の力で発言力を増した一九六○~七 開発途上国は、先進国にとって有利である 国と先進国との溝は深まった。先進国は、 ルールの確立という二つの課題があった。 際標準に準拠するように要求した。他方、 目国民・自国企業のため、開発途上国に国 ○年代には、国際ルールをめぐる開発途上 資源ナショナリズムが高揚し、開発途上 開発途上国との南北貿易に関する取引

ほか、ルール作りに積極的に関与する姿勢 と認め、その導入に動く場合も増えてきた を強めている。 変化した。国際ルールの受入が自国に有利 途上国の国際ルールに対する対応はかなり 経済発展や開発戦略の変化に伴い、

# 開発途上国に受入を求める理由

コモン・ローと大陸法という二つの法伝統



とを背景に、競争条件の差異が問題にされ上国にその受入を求める理由づけとしては上国にその受入を求める理由づけとしては上国にその受入を求める理由づけとしては国際ルール作りを促し、あるいは開発途

ことの必要性が認識された。企業統治、マ 国内法制改革を目的に非拘束的文書が増大 推奨している。このように、開発途上国の ためのベンチマークとして利用することを 準を指定し、各国の政策や制度を評価する れた。世銀・IMFは、一二のコード・基 の策定が国際金融機関などによって推進さ やベストプラクティスなどの非拘束的文書 基準等の金融に関する分野において、原則 ネーロンダリング、倒産法制・担保、 となっており、各国に規制の強化を求める 制度の脆弱性が金融システム全体のリスク する金融危機の発生は、開発途上国の国内 機に代表されるような新興市場国を起点と 不可欠となったことがある。アジア経済危 む関係国間で規制水準を標準化することが 効性を確保するためには、開発途上国を含 うとする動きにつながっている。 したことは、一九九○年代以降に顕著な現 第二に、グローバル化のもとで規制の実 会計

象であると言えよう。

# ルール形成の多層化とソフトロ

ことがある。 かけることによってその実現を期待できる れないほか、政府間の合意を経ることなし 条約によるルールの設定が十分に対応しき が進んでいる。かかる文書による規律が進 事者間のコンセンサスや、国際組織等によ 束的国際文書によるルール設定は、関係当 ル作りは、利害関係の調整が難しく、多大 ているように、条約による拘束力あるルー であるが、ドーハ開発アジェンダが難航し む背景には、グローバル化の急速な進展に 遵守を促す効果があり、多くの分野で活用 るモニタリングなど、一定の場合に各国の な労力と時間を要する。これに対して非拘 に、国内のさまざまなアクターに直接働き WTO体制は法的義務の強化が進んだ例

TOの成立やその規律事項を拡大していこ

よる市場の歪曲を問題視した(ソーシャルどの水準の低さや、外資規制・優遇措置に開発途上国における労働保護や環境規制なたことがある。先進国、とりわけ米国は、

・ダンピングや不公正貿易)。これは、W

本学が通用する分野も増えている。ただし、 と、国際商業会議所(ICC)など国際 に影響を与えている点も近年の特徴である。 に影響を与えている点も近年の特徴である。 に影響を与えている点も近年の特徴である。 に影響を与えている点も近年の特徴である。 に影響を与えている点も近年の特徴である。 に影響を与えている点も近年の特徴である。 に影響を与えている点も近年の特徴である。 に影響を与えている点も近年の特徴である。 に影響を与えている点も近年の特徴である。

なお少ないことには留意が必要である。こうした組織の活動に開発途上国の関与が

# ●東アジア地域協力への視座

で協議のベースラインとなることは大いに や協議のベースラインとなることは大いに や協議のベースラインとなることは大いに を協議のベースラインとなることは大いに が、これらとは別に、各分野ですでに地域 が、これらとは別に、各分野ですでに地域

所開発研究センター)
(いまいずみ しんや/アジア経済研究

るかもしれない。

共通ルール作りには、現在進んでいる日本

あり得よう。アジア諸国の制度改革支援や

法自体の改革の真価が問われることにもな

ジア経済研究所)として出版予定である。国―グローバル化する経済法制改革』(ア今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上「付記」本特集のもとになった研究成果は、



### ーバルなルール形成と開発途

# 形成における

の主要なメカニズムとして働いている。 呼ばれる多国間交渉の場が国際ルール策定 を推進してきた。その際、「ラウンド」と 策定することによって多角的な貿易自由化 権といった様々な分野にわたる通商規則を に、ダンピング防止や政府調達、知的財産 を一義的な目的として設立されたが、同時 どを通じて市場アクセスを向上させること きた。そもそもGATTは関税引き下げな その後継であるWTOを中心に形成されて GATT/WTOはこれまで九回に上る 通商に関する国際ルールはGATT及び

的な参加がみられるようになってきたこと 足後、通商に関する国際ルール形成のプロ 国の数こそ多いが、 が色濃く反映されてきた。途上国は、参加 れたアメリカ、EU、日本、カナダの意向 には、主に先進国、中でも「四極」と呼ば グアイ・ラウンドまでの国際ルールの策定 ラウンドを開催しているが(表1)、ウル セスに大きな変化がみられる。途上国のル 影響を与えてこなかった。しかしWTO発 ・ル・メイキング過程への積極的かつ実質 実質的な討議には殆ど

## ルール形成に軸足が移動

易の活性化は生活水準の向上や完全雇用に T/WTOがその活動領域として認識して び国際通商における差別待遇を廃止する\_ その他の貿易障害を実質的に軽減し、およ いう役割意識を持っている。 なるような事項すべてについて取り扱うと 繋がるという理念の下、自由貿易の障害と の貿易障壁に対する規制だけではない。貿 いるのは、関税の引き下げや数量制限など 水準の向上、完全雇用などのために「関税 (協定前文) ことである。しかし、GAT GATT/WTOの主要な目的は、 生活

ケネディ・ラウンドではダンピング防止協 撤廃が議論されるようになった。第六回の 関税引き下げがある程度実現すると、 とが中心的課題であった。このため、第 税措置(non-tariff measures = NTM) 税引き下げが主要議題となった。しかし、 なくすことによって自由貿易を実現するこ 五回までのラウンドでは鉱工業製品の関 GATT発足当初は、国境の関税規制を 規格統一やダンピング防止など、

> 負うことはなかった。 協定(コード)という形式で採択されたた 引き下げ交渉とは別枠で議論され、多国間 加せず、国内措置に関する条約上の義務を め、多くの途上国はこうしたコードには参 め、選択的な受容が可能であった。このた 交渉参加国が合意しなければならない関税 ある。但し、NTMに関しては、すべての きたため、それらを撤廃するためには、新 輸入ライセンス、ダンピング防止税、補助 たな国際ルールの形成が必要となったので NTMは各国の国内措置として実施されて どに関する新しい貿易ルールが採択された。 金と相殺関税、政府調達、 関税評価制度な

T機能の重心は関税削減から通商ルールの 関連投資措置、 サービス貿易の自由化、知的財産権、 ある。同ラウンドでは、 たのは、ウルグアイ・ラウンドにおいてで その規律が実質的な影響を持つようになっ NTMに関する議論が飛躍的に拡大し、 通商ルールの強化が図られた。GAT 総計一五分野に亘り交渉が行わ 農業補助金に関するルール 関税削減に加え、

定が策定され、その後の東京ラウンドでも

### GATT / WTO におけるラウンドの概要

	交渉地/交渉の名称 参加国・		交渉対象分野			
	文渉地/文渉の名称	地域数	市場アクセス		通商ルール	
1	ジュネーブ(1947)	23	鉱工業品関税			
2	アヌシー(1949)	32	鉱工業品関税			
3	トーキー(1950~51)	34	鉱工業品関税			
4	ジュネーブ(1956)	22	鉱工業品関税			
5	ディロン・ラウンド (1961~62)	25+EEC	鉱工業品関税			
6	ケネディ・ラウンド (1964 ~ 67)	46+EEC	鉱工業品関税			
7	東京ラウンド (1973~79)	99+EEC	鉱工業品関税	ダンピング防止 貿易の技術障壁 政府調達 補助金		
8	ウルグアイ・ラウンド (1986~94)	124+EC	鉱工業品関税 農業 サービス	ダンピング防止 貿易の技術障壁 政府調達 補助金		
9	ドーハ開発アジェンダ (2001~)	149(+α) + EC	鉱工業品関税 農業 サービス	ダンピング防止 補助金	知的財産権紛争解決	地域貿易協定 環境 途上国問題 円滑化 電子商取引

(出所) 筆者作成。 後も途上国経 らでもある。 〇が発足した しかし、WT

薬の輸出が容認されるようになった背景に

明していたか 長する」と説 諾すれば途上

合意を一括受 イ・ラウンド

国の経済は成

当たっては途上国への技術支援や優遇措置 いても「途上国の特別なニーズへの対応 が必要であると主張し、その後の交渉にお ている。このため、新ラウンド立ち上げに 惑がはずれたことに対する強い不満を抱い 却ってウルグアイ・ラウンド合意を実施す 利益を実際には手にしていないばかりか、 るためのコスト負担が大きく、途上国は思 済格差はますます増大した。想定していた

範囲が拡大することになった。

例えば、二〇〇三年に知的財産権に関する 国の意見が多分に反映されるようになった。 しいラウンドの立ち上げに際しては、途上 が求められるとするのである。こうして新 向上は必要不可欠であり、それらへの援助 する能力やラウンド交渉に参加する能力の がDDA交渉に前向きに取り組むようにな ってきている。これは、途上国自身が多角 のルール形成に積極的に関与するようにな が図られており、多くの途上国がWTOで 九九年のシアトル閣僚会議以降その透明化 るためには、 からも唱えられている。すなわち、途上国 るという認識を持っているからでもある。 的貿易体制への参画が自国の利益につなが って占められてきた意思決定過程も、一九 途上国への配慮の必要性は、先進国の側 途上国のWTOルールを遵守 AIDS治療薬のコピー

が「ウルグア

域貿易協定(regional trade agreement = R るルールと途上国に関するルールの二つが それらを規律するルールは、RTAに関す は近年その数が急速に増えてきているが、 TA。関税同盟とFTAの二種類がある) 開発」を巡り新たな議論が生じている。そ いるのかについてみていくこととする。 の場でどのようなルール形成が目指されて している。この問題を巡って、現在WTO オーバーラップするため、複雑な様相を呈 についてである。先進国 こうした状況の中で、最近、「途上国の 途上国の発言権の増大が影響している。 、先進国と途上国の間で締結される地 -途上国間RTA

## RTAに関するルール

与えた場合、その特恵を他のすべてのGA これがいわゆる無差別原則である。そして TT締約国の産品にも即時かつ無条件で与 問わない)の産品に対して何らかの特恵を 国が他国 この無差別原則を実現する手段として一般 利益(=特恵)を与えることを禁じている 制を構築するために、特定国だけに特別の えなければならないと定めている。 わちGATT第一条は、あるGATT締約 的最恵国待遇を締約国に義務づけた。すな GATT/WTOは普遍的な自由貿易体 (GATT締約国であるか否かを

ある。本来、RTAは特定国間で関税撤廃 外が認められている。その一つがRTAで 但し、この無差別原則にはいくつかの例

②関税その他の貿易制限が無差別原則に基 害または不当な困難をもたらさないこと、 ない (五項)、である。GATT/WTO 則一〇年)にRTAを形成しなければなら 間で貿易する際の関税その他の制限的通商 的なものであってはならない(五項)、② TA形成前より高度なもの、あるいは制限 に適用される関税その他の通商規則が、R WTO体制内で容認されるための要件につ 例外として位置づけられている。RTAが 第二四条によって、サービス貿易に関して RTAは、物品の貿易に関してはGATT えている。しかし、一定の要件を満たした T/WTOの無差別原則に反する性質を備 や特恵付与を約束するものであり、GAT づく自由化の障害とならないこと、 かな条件(①他の締約国の貿易に対して障 国待遇の例外として認めるにあたっても、 は基本的には特恵による差別的待遇に対し ていること(八項)、③妥当な期間内(原 規則が実質上全ての貿易について撤廃され RTAの構成国を原産とする産品を構成国 となることが多いが、基本的には以下の三 はGATS第五条によって、最恵国待遇の TT第二四条やGATS第五条よりも緩や このような条件を課しているのである。 て厳しい姿勢をとっており、RTAを最恵 つが挙げられている。すなわち、①域外国 いては、規定内容が曖昧なことにより議論 このほか、 「授権条項」と呼ばれる規定により、GA 途上国間のRTAに関しては の!!つ

条件の緩やかな授権条項が適用される。のみ)で最恵国待遇の例外として扱われる。当該RTAについては、各先進国が参加していればGATT第二四ってくるのである。当該RTAに一カ国でも先進国が参加していればGATT第二四のみ)で最恵国待遇の例外として扱われる。

## 途上国に対する優遇措置

当初から同原則の例外として組み込まれて and differential treatment = S&D) と呼ばれ 難しい。また、先進国と途上国を同等の貿 盟国に同様に適用するのは現実問題として ず全ての加盟国が条約上の義務として一様 進国と途上国との間に現存する開発格差は そこでは形式的な国家平等が重視され、先 外規定がGATTの法体制に組み込まれて いたRTAとは異なり、途上国に対する例 の主要な例外である。しかしGATT成立 GATT/WTOの無差別原則のもう一つ 国家を一律に扱い、GATTルールを全加 ならなかった。しかし、発展段階の異なる にGATT/WTO協定を遵守しなければ 途上国であるか先進国であるかにかかわら 捨象できるものとして扱われた。このため 法体制と同様に主権平等を基本原則とする いった過程は決してスムーズではなかった。 優遇措置は「特別かつ異なる待遇」(special そもそも、GATT/WTOは他の国際 このような途上国にだけ認められている

考慮を払う必要性が強調された。

「関発を促進するという観点から、途上国メルバーに対しては先進国とは異なる特別なじる。そこで、貿易を通じて途上国の経済にある。そこで、貿易を通じて途上国の経済を促進するという観点から、競争力のない途上

こうした途上国からの強い要望を受け入れ、GATTはS&Dの考え方を導入した。 この結果、「締約国は、GATT協定第一 条の規定にかかわらず、異なるかつ一層有 条の規定にかかわらず、異なるかつ一層有 に開発途上国に与えることができる」こと に開発途上国に与えることができる」こと になった。S&Dは当初、その法的基盤が 曖昧であったが、東京ラウンドにおいて 「授権条項」を採択するに至り、GATT 体制下において確固たる制度として位置づ 体制下において確固たる制度として位置づ

S&Dの下で、途上国メンバーはGATT/WTOルールの義務免除や特恵関税など、様々な優遇措置の享受が可能となった。 とで、発展段階に応じて扱いを異にするS&Dの考え方が導入されたことは画期的なことである。

## 二つの例外の狭間

が重なる部分に位置している。従来、こうが混在するRTAは、こうした二つの例外れた背景は大きく異なる。途上国と先進国する例外措置であるが、それぞれが導入さ、RTAとS&Dはともに無差別原則に対



最貧国が含まれている。 P)諸国(七七カ国・地域)には、多くの ているアフリカ・カリブ海・太平洋(AC EUとのRTA締結を目指して協議を続け 先進国とRTA締結を目指す途上国が必ず る必要はない」という考えがある。しかし、 きるような途上国に対してS&Dを供与す 背景には「先進国とRTAを結ぶことがで 〇ルールである。こうした解釈を支持する TAに限られるというのが現時点でのWT 件を設けて欲しい、というのである。しか は先進国とは「異なるかつ一層有利な」条 進国―途上国間RTAに参加する途上国に 授権条項の援用を望む声があがっている。 が適用されてきたが、近年、途上国側から 発展しているとは限らない。例えば、現在、 し、S&Dの対象となるのは途上国間のR つまり、授権条項の基本精神に基づき、先 したRTAにはGATT/GATSの規定 しも先進国と対等に協議ができるほど経済

EUはロメ協定(一九七六~二〇〇年)さらにはその後継であるコトヌ協定(二〇〇年~)を通じて、ACP諸国は砂糖やバナナなど農産品輸出に関して他国より有利な条件でEU市場へアクセスできるのをはじめ、投資、金融などの分野できるのをはじめ、投資、金融などの分野できるのをはじめ、投資、金融などの分野できるのをはじめ、投資、金融などの分野ででよい。

いという条件に反していたからである。国に対して無差別に供与しなければならなめられた。途上国へのS&Dは全ての途上

の間でRTAを締結するとしている。 七グループに分割し、各グループとEUと 理的な要件や既存の経済統合関係を基礎に するのは難しいことから、ACP諸国を地 らない。全体で一つの自由貿易地域を形成 れるためには、全ての当事国が段階的に貿 たが、制度の改定が喫緊の課題となった。 当面の措置としてWTOにおけるウェーバ 易障壁を取り除き自由化を図らなければな しかし、コトヌ協定がRTAとして認めら 二〇〇〇年にコトヌ協定をスタートさせた よりWTO整合性を確保する方法を選択し きた特恵をRTAとして認めさせることに EUとACP諸国は、ロメ協定が供与して ーを取得し協定違反に対する批判をかわし WTO整合性を否定されたロメ協定は、

コトヌ協定のRTA化はEU―ACP諸国間の貿易増大をもたらし、ACP諸国の含むACP諸国に対してEUと同じ条件の含むACP諸国に対してEUと同じ条件の自由化義務を課すことが、それらの国々の自由化義務を課すことが、それらの国々の程済発展に本当にプラスになるのか、却って国内産業に打撃を与えるのではないか、といった疑問がEU加盟国の中からも出てといった疑問がEU加盟国の中からも出てきている。

一○○四年、RTAに関するルールにS&こうした議論を追い風に、ACP諸国は

Dの考え方を導入するよう求める文書をWTAに参加する途上国に対しては、自由化TAに参加する途上国に対しては、自由化の期限や対象品目などに一定の柔軟性を認めるべきという要請を行ったのである。これに対し、先進国、途上国を問わず、多くの国から賛否両論の意見が出されている。「開発」という要素によって、途上国に対してどこまで特別待遇を認めることが妥当してどこまで特別待遇を認めることが妥当してどこまで特別待遇を認めることが妥当してどこまで特別待遇を認めることが妥当してどこまで特別待遇を認めることが妥当をWTO法体制との整合性と途上国をかかるところであろう。

られている。 きた「無差別主義」と近年注視されるよう ひいては法規範の多元化を招くのではない 弱化を招かないようなルールの形成が求め の要素のバランスを保ち、 になった「途上国の開発支援」という二つ GATT/WTOが基本原則として貫いて 展への意欲を損なう可能性も有している。 のブロック化を助長するおそれがある、と か。あるいは、途上国を巻き込んで、経済 なるが、こうした措置が特恵制度の細分化、 問が呈されている。例えば、先進国側は特 Dの過度の供与は途上国の自立的な経済発 いった懸念も表明されている。また、S& 定の途上国に対して特恵を供与することに ることの妥当性については、いくつかの疑 先進国―途上国RTAにS&Dを適用す WTO体制の脆

ワシントンDC海外派遣員) (やない あきこ/アジア経済研究所在



知的財産権は、国際的保護を定める統

### **寺集/グローバルなルール形成と開発途上国**

# 財産法の展開ーアジア諸国を中心に

はそれぞれの国の自由とされた。 を原則とし、改正条約に加盟するかどうか かった。改正に関する外交会議も全員一致 かな統一法であり、違反に対して制裁を課 という外国人法上の原則を中心とした緩や のであった。これらの条約は、内国民待遇 や万国郵便同盟の成立などに端を発したも うものであり、とりわけ万国博覧会の開催 は、当時における交通通信手段の発達に伴 る。一九世紀の知的財産条約の成立と発展 とその改正条約はこのような条約の例であ に関するベルヌ条約」(以下、ベルヌ条約) するパリ条約」(以下、パリ条約)や一八 る。一八八三年の「工業所有権の保護に関 私法が最も早くから成立した分野といわれ し、条約の正しい解釈を示す制度を持たな 八六年の「文学的及び美術的著作物の保護

濫を排除しようとする米国を中心とする先WTO成立と付属協定である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下、TR貿易関連の側面に関する協定(以下、TR

進諸国の攻勢を背景に、一九八六年一一月から開始されたGATTウルグアイ・ラウから開始されたGATTウルグアイ・ラウから開始されたGATTウルグアイ・ラウから開始されたGATTウルグアイ・ラウな急速なグローバル化、インターネットとむ急速なグローバル化、インターネットとむ急速なグローバル化、インターネットとでジタル技術の進歩と普及、バイオテクノロジー、ビジネス方法特許、グラフィックアジタル技術の進歩と普及、バイオテクノロジー、ビジネス方法特許、グラフィックがが大大などの新しい技術の創造に対するのであり、伝統的な条約改上会談の停滞や伝統的な条約の枠内で捉えきれない問題の発生などに対処しようとするものであり、一九八六年一一月から開始された。

TRIPs協定のもとでの知的財産法の展産権の保護を発展させようとすると、通商 政策的対立に持ち込まれる危険性もあった。 政策的対立に持ち込まれる危険性もあった。 政策的対立に持ち込まれる危険性もあった。 すた、通商条約は、原則として加盟国に国 な知的財産条約のように直接私人間に適用 な知的財産条約のように直接私人間に適用 な知の財産条約のように直接私人間に適用 な知の財産条約のように直接私人間に適用 な知の財産条約のように直接を関する法

> の課題を抽出したい。 の課題を抽出したい。 の課題を抽出したい。

# ―TRIPS協定前の状況開発途上国の知的財産法の課題

関する規定の厳格な適用の四点にあった。 関する規定の厳格な適用の四点にあった。 とて、多国籍企業等の知的財産権の濫用に とづき、UNCTADを中心と して、多国籍企業等の知的財産権の濫用に 関する問題点が採り上げられた。たとえば この時期の活動的メンバーであったラテン ・アメリカ諸国の特許法改正の特徴は、① 実施契約に対する国家的統制、②特許性の 制限、③保護期間の短縮化、④強制実施に おり、①年代前半にお

木棚照



転や投資の意欲を減退させ、技術的後進性 転や投資の意欲を減退させ、技術的後進性 転や投資の意欲を減退させ、技術的後進性 転や投資の意欲を減退させ、技術的後進性 を固定化させる危険性をも有していた。

立たなかった。そのような情況の中で、一 対立が調整できず、外交会議再開の目途が となり、グループ内やグループ間の利害の 業国、社会主義国の各グループが交渉主体 体となるのではなく、開発途上国、 改正会議とは異なって、各加盟国が交渉主 について対立した。この会議では、 えてよいか、④原産地名称と抵触する商標 るか、③優先権を認める要件としての社会 権利を場合によって制限してよいものとす に従って製造された製品の輸入を阻止する 特許の保護範囲に関して、外国で製法特許 に対する制裁措置を強化すべきか、②製法 をもたらすための追加規定の検討が行われ けて、一九八○年のパリ条約の第九回の改 四年九月のWIPO調整委員会の決定を受 九八〇年代における米国の知的財産権強化 産地名称に特別の保護を与えるか、 の使用を禁止できるものとし、潜在的な原 主義国の発明者証に特許と同様な地位を与 た。そこでは、主として、①特許の不実施 正会議では開発途上国に対する特別の利益 UNCTADの要請を受け入れた一九七 、従来の 先進工 の四点

持ち込まれるようになった。ルグアイ・ラウンドに知的財産権の問題が政策の国際的展開と関連して、GATTウ

八年以上のラウンド協議の中で、当初の八年以上のラウンド協議の中で、当初の財産権侵害製品に対する保護強化から知的財産権の「取得可能性、範囲、使用に知的財産権の「取得可能性、範囲、使用に短がなかった先進国側の主張を容れ、デジタル技術、バイオテクノロジーなどの新たな技術の進歩に対応した規定が挿入されたな技術の進歩に対応した規定が挿入されたな技術の進歩に対応した規定が重別、目的(七条)、原則(八条)などをはじめ解釈の余地の広郎則(八条)などをはじめ解釈の余地の広郎は、当初の八年以上のラウンド協議の中で、当初の八年以上のラウンド協議の中で、当初の八年以上のラウンド協議の中で、当初の八年以上のラウンド協議の中で、当初の

# 協定後の知的財産法制の変化アジア諸国におけるTRIPs

それでは、各国は、TRIPs協定に適合していこカ国では、TRIPs協定に造って実現しに継受しているのであろうか。各国の知的財産法の内容については紙面の制約があり財産法の内容については紙面の制約がありまける新しい技術との関連性、権利の保護おける新しい技術との関連性、権利の保護おける新しい技術との関連性、権利の保護おける新しい技術との関連性、権利の保護おける新しい技術との関連性、権利の保護と、少なくとも中国、シンガポール、タると、少なくとも中国、シンガポール、タイの三カ国では、TRIPs協定や他

ようである。

RIPs協定一九条一項一文の要件を満た とする。少なくともこの点については、 際上この規定が発動されたことは殆どない の要件を満たさないように思われるが、 強制実施の要件は、TRIPs協定三一条 していない。同様に、タイ特許法四六条の 商標委員会に申し立てることができるもの は登記官が、商標所有者が登録当時その商 あろう。たとえば、タイの商標法六三条は、 だし、規定を個別に見ると、TRIPs協 法の「第二次改正」によって行われた。シ 二〇〇一年にかけて特許法、著作権、商標 めの知的財産法制の整備が二〇〇〇年から ベルヌ条約を遵守する義務が生じ、そのた O加盟に伴い、TRIPs協定、パリ条約 とえば、中国は、二〇〇一年一二月のWT がほぼ終わっていることが確認できる。 実を証明できるときは、商標の登録取消を の商標を使用したことが全くないという事 標を使用する善意の意図がなく、実際にそ 不使用取消制度を規定し、利害関係人また 疑われる規定が残る点は留意されるべきで 定の要件を満たしていないのではないかと IPsに対応した法改正が進められた。た ンガポール、タイでも一九九○年代にTR て知的財産保護のための法整備、 制度整備

イにおいては、法改正によって実用新案にような特徴は見られない。また、中国、タ七○年代にラテンアメリカ諸国で見られたいずれにしても各国の知的財産法に一九

探る姿勢であると言えよう。展に貢献するような知的財産法のあり方を内でそれぞれの国における産業や文化の発やすいものとなった。TRIPS協定の枠よる小発明の保護が見直され、より利用し

第二に、知的財産保護の実現のための制第二に、知的財産保護の実現のための制備など知的財産権に関する監督官庁の権限を審査官の増員など実行体制の強化が行われた。また、タイにおける知的財産局の整れた。また、タイにおける知的財産人が同れた。また、タイにおける知的財産人がある。

社会に定着させるために重要な役割を果た これらの制度は知的財産権に関する意識を 害者を訴追できることになっている。タイ することができるようになっている。シン 納付することなく損害賠償請求訴訟を提起 すことが期待されている。 金の半額が権利者に支払われる制度がある。 ガポールでも商標権と著作権の侵害罪につ 被害者が刑事事件に附帯して裁判の費用を を定めている点が指摘できる。中国におい 連で被害者の積極的役割を期待できる制度 においては、知的財産侵害に科せられる罰 いては、権利者が司法長官の許可を得て侵 ては、附帯民事訴訟の制度があり、犯罪の て、知的財産侵害に関する刑事手続との関 これらの国に共通して見られる特徴とし

とみられる規定を含むため、このような規中国では、従来の伝統的な法理への挑戦

に、司法制度への信頼性が低く、裁量の余に、司法制度への信頼性が低く、裁量の余いこととも関連して不透明な部分が残る 多いこととも関連して不透明な部分が残る 第三に、TRIPs協定で明確な規律が必ずしも定められなかった問題、たとえば知的財産権にかかわる製品の並行輸入に関知的財産権にかかわる製品の並行輸入に関する問題(六条)とワインと蒸留酒についてのみ強い保護を規定した地理的表示(二三条)について項を改めて見てみよう。

## 国際消尽と並行輸入

ま将来に残した課題である。 ま将来に残した課題である。 ま将来に残した課題である。 一定の要件のもとで知的財産権の効力が は、外国で製品が適法に拡布された場合に も国内で拡布された場合と類似の要件で消 を認める見解を国際消尽論という。国際 が同で拡布された場合と類似の要件で消 とを消尽という。知財製品の並行輸入に関 とを消尽という。知財製品のが を認める見解を国際消尽論という。国際 は、TRIPs協定が曖昧なま が高に関

スープ・スープ・スープでは、シンガポールとタイは明文で国際消では、シンガポールとタイは明文で国際消の的財産に係わる製品の並行輸入について、

ル国内および国外で拡布された商品に関す並行輸入を明文上許容する。つまり、二七島が、登録商標の所有者によりまたはその条の登録商標の侵害に関する規定にかかわる。つまり、二七十分のでは、商標法二九条一項が

る商標の使用によっては、登録商標は侵害が、 
も高高標の使用によっては、登録商標を使用は、 
なわれ、その製品について登録商標を使用は、 
なわれ、その製品について登録商標を使用は、 
なわれ、その製品について登録商標を使用することが登録商標の識別性または評価にすることが登録商標の識別性または評価にしたが登録商標の財産権についてもみられる。 
とする。国際消尽に関する類似の規定は、 
をかれ、その製品について登録商標を使用しない 
なわれ、その製品について登録商標を使用 
は、 
は、 
なわれ、その製品について登録商標を使用 
は、 
なわれ、その製品について登録商標を使用 
なわれ、その製品について登録商標を使用 
なわれ、その製品について登録商標を使用 
なわれ、その製品に関する類似の規定は、 
なわれ、 
なおは、 
なわれ、 
なおは、 
なわれ、 
なわれ、 
なおは、 
ないは、 
なおは、 
ながは、 
なれば、 
なおは、 
ながは、 
ながは、

今後、知的財産権の濫用防止に関する各を許容した判例は見られないようである。問題は今のところ生じておらず、並行輸入られてはいるが、並行輸入をめぐる深刻な中国では学説上は並行輸入の問題が論じ



あるという主張も生じてくるであろう。際規範として明確に採り入れられるべきでの許容が、国際的なルールづくりの場で国国国内法上の措置のひとつとして採られて国国内法上の措置のひとつとして採られて

# 示民間文藝・遺伝資源・地理的表

lore)、遺伝資源、地理的表示の保護の強化を目指す動きがみられる。中国では、民間文藝の著作物については、著作権法六条に規定されたが、具体的な保護方法を定めていない。一九九六年に一旦保護条例案が完成したが、その後棚上げにされ、二〇〇一年に作業が再開された。これは、ベルヌ条年に作業が再開された。これは、ベルヌ条年に作業が再開された。これは、ベルヌ条年に作業が再開された。これは、ベルヌ条年に作業が再開された。これは、ベルヌ条件意領域に属するのであるから、整備を急ぐべきとの有力な意見がある。

ている。 制定され、二○○四年から登録が開始され タイでは、二○○三年に地理的表示法が

まり、①地理的表示の使用、③地理的表示に 表示法が制定された。同法三条二項による と、次のような行為が禁止されている。つ と、次のような行為が禁止されている。つ と、次のような行為が禁止されている。つ 時の原産地につき公衆を欺くような方法で地 でいまいない物に関し、物の地理 的原産地につき公衆を欺くような方法で地 でいま示を使用する行為、②パリ条約一○ 条の二の意味における不正競争行為になる ような地理的表示の使用、③地理的表示に

とされてきた。とされてきた。

地理的表示については、ヨーロッパ諸国のようにするか問題となっている。

## ムを求めて 合理的な知的財産の環流システ

TRIPs協定成立の経緯からも明らかなように、この協定は、知的財産権の保護術の移転や普及への貢献、公衆の健康や環境保護への配慮、知的財産権の濫用的行使の防止等については、具体的な措置を規定してはいない。その点で開発途上国やこれを支援しようとするNGOの反対が強く、を支援しようとするNGOの反対が強く、を支援しようとするNGOの反対が強く、かながら発展させるかが課題となっている。知的財産権の国際的保護を通じて知的財産権者の独占的地位の強化と開発途上国への技術を転・投資の促進を、どのように均衡を保ちながら発展させるかが課題となっている。ちながら発展させるかが課題となっている。ちながら発展させるかが課題となっている。

大と法的調整を構築し、推進するには、技 一大と法的調整を構築し、推進するには、技 大と法的調整を構築し、推進するには、技 大変が知的財産保護の強化に傾きすぎている 定が知的財産保護の強化に傾きすぎている 定が知的財産保護の強化に傾きすぎている 定が知的財産保護の強化に傾きすぎている 定が知的財産保護の強化に傾きすぎている に関するソフト・ローを含む国際規律を一 に関するソフト・ローを含む国際規律を一 に関するソフト・ローを含む国際規律を一

得るであろう。 という観点からは、知的財産権の成立、 られる。他方、技術移転のためのシステム 関する問題は、どうしても条約、国内法と 的財産権の成立要件、内容、効力、消滅に なり、ソフト・ローが重要な役割を果たし 容、効力等と異なり、契約が重要な要素と 的財産権の付与、登録等に関する問題や知 ト・ローになじみにくい。したがって、 制度の基本的枠組についてはいわゆるソフ ガイドラインの作成なども考えられるが、 法の調和や統一は、特許庁間の協議による いうハード・ローによる統一が必要と考え れる。したがって、これらの権利に関する によって付与され、または、登録、寄託さ 知的財産権は、国家の行政行為または法 知

「郭教受」(きだな しょういち/早稲田大学法学



# 競争法の国際

ールと開発途上

国における法

本稿では、こうした競争法が国際的に普及してきている背景を探るとともに競争法の禁止行為や手続に関する国際ルールを形成しようとする動きを概観し、そうした国際ルールが開発途上国における競争法整備に及ぼす影響や今後の競争法が国際的に普

# 競争法への注目・関心の高まり

行に関する一章が設けられていたが、同憲憲章(ITO憲章)においては制限的商慣り、一九四八年に採択された国際貿易機関規制は国際経済社会の古くからの課題であ

が強く意識されるようになり、競争分野で

して考えられてきた。

さったが、国際社会では先進国特有の法と法の制定や本格的な執行が行われるように限られていた。その後、先進各国では競争とがのが、国際社会では先進を国では競争をつたが、国際社会では、

う認識が一般化したことが大きい。また、 化の推進や、一九八○年代末以降の社会主 貿易自由化の成果を無効化するという問題 る中で、その代替として私的な貿易制限 数量制限等)を用いた貿易制限が低減され 移行に伴い、先進国だけでなく開発途上国 義政治経済体制の崩壊による市場経済への 上国における構造改革による民営化・市場 背景としては、一九八○年代以降の開発途 カ国が何らかの競争法を有している。その 発途上国にも急速に普及し、現在、約九○ ラウンドにより世界貿易機関(WTO 九九〇年代に入り、GATTウルグアイ (輸入品排除等の競争制限行為) 移行経済国にも競争法が必要であるとい しかし、一九九〇年代以降、競争法は開 国家による国境措置(関税、

まってきたことがある。の国際ルールが必要であるという主張が強

東アジア地域の競争法整備の現状については表1のとおりであり、日本、韓国および台湾を別にすると、東アジア諸国では近年競争法を導入したばかりであるか、あるの競争法整備を支援していくことが求めらる競争法整備を支援していくことが求められている。

# ●競争法の国際ルール形成の現状

一九九〇年代以降の競争法の世界的普及という現状にもかかわらず、競争法に関するような地域的なものやしては、EUにおけたと、存在しないのが現実である。WT のにおいても一九九七年に「貿易と競争」に関する作業部会が設けられ検討が続けらに関する作業部会が設けられ検討が続けられてきたが、開発政策に対する制約となることを恐れる開発途上国側の強い反対もあり、ドーハ開発アジェンダにおけるおいては、開発政策に対する制約となることを恐れる開発途上国側の強い反対もあり、ドーハ開発アジェンダにおいては交渉事項とはしないこととされた。ここにおいて、競争法を有する開発途上国が急増して、競争法を有する開発途上国が急増して、競争法を有する開発途上国が急増して

栗田 誠

表1 東アジア諸国の競争法の整備状況

国名	制定年	競争法	担当機関		
日本	1 9 4 7	独占禁止法	公正取引委員会*		
韓国	1 9 8 0	独占規制及び公正取引に関する法律	公正取引委員会*		
台湾	1 9 9 1	公平交易法	公平交易委員会*		
インドネシア	1 9 9 9	独占禁止及び公正競争法	事業競争監視委員会*		
タイ	1 9 9 9	取引競争法	取引競争委員会*(商務省)		
ラオス	2004	取引競争令(総理大臣令)	取引競争委員会(商務省)		
シンガポール	2004	競争法	競争委員会*		
ベトナム	2004	競争法	競争管理庁・競争評議会(商業省*)		
中国	1 9 9 3	反不正当競争法 (独占禁止法制定過程)	国家工商行政管理局[商務部]		
マレーシア		(検討中)	[国内取引消費者問題省*]		
フィリピン		(検討中)	[通商産業省*]		
香港		(通信および放送を除き、なし)			

(出所) 公正取引委員会公表資料に基づき筆者作成。

他国の優れた法制・運用を摂取し、あるいされるようになっている。そして、各国がきや、近年では二国間の交渉・協定も重視たが、EUに代表されるような地域的な動という多数国間の場での検討が主流であっ

は、法令やガイドラインの原案を公表して

いう一方的な手法も、国際的なルール形成他国からのコメントを任意に取り入れると

に寄与する。こうした全方位的なフォーラ

ムの活用が望ましい成果につながる。

において生じつつあることが看取され、緩による国際的収斂が様々な「フォーラム」法的拘束力を持たせない「ソフト」な手法法的拘束力を持たせない「ソフト」な手法がる反面、競争法の国際ルール形成は一見

第二には、ルール形成の手法という視点である。国際公法の分野でも、拘束力のある国際協定(「ハードロー」)の合意形成が容易ではない中で、「ソフトロー」アプローチが重視されてきているところ、競争法分野においては、これまで拘束力ある国際的競争ルールの形成は頓挫してきている。他方、特に競争法の実体的ルールに関しては、ソフトな手法による国際ルール形成が実際上重要な意味を持つ。競争法は本質的に、抽象的な規定を個別具体的な事案に当てはめるという手法を採ることから、法的な定性や予測可能性を欠きがちであるが、

である。 である。 を理論研究の成果を糾合して、「ベスト・と理論研究の成果を糾合して、「ベスト・と理論研究の成果を糾合して、「ベスト・と理論研究の成果を糾合して、「でスト・と理論研究の成果を糾合して、「でスト・と理論研究の成果を糾合して、「でスト・とである。

TO憲章やUNCTAD、さらにはWTO法の国際ルールに関する議論は、元々、Iへの参加の当事者という視点である。競争

ついて、次の三つの視点から分析できる。

第一に、ルール形成ないしはフォーラム

発途上国に対しても影響を及ぼしている。やかな国際ルールが先進国はもちろん、開

競争法に関する国際ルール形成の現状に

要性が認識されている。 化することができないハードコア・カルテ び公平性)に重点を置き、実体ルールとし それは、競争法の法制度整備および執行に 則」の合意を目指すアプローチとなった。 ることは非現実的であり、WTOでの一九 上国のキャパシティー・ビルディングの重 た限定的なルール作りと並行して、 検討するというものである。また、こうし ル(価格カルテルや入札談合)に限定して ては、弊害が大きく、かつ、経済的に正当 おける手続的規律(透明性、無差別性およ 九七年以降の議論は、緩やかな「基本原 実体面のルール形成が盛んに議論されたが 争法に関する国際ルールとして、かつては 網羅的な国際競争法ルールを一気に合意す 第三は、 ルールの内容の視点である。競 開発途

ルとして法的拘束力のあるものは、地域的このように、競争法の一般的な国際ルー

<sup>(</sup>注)「担当機関」欄の ( ) 内は、当該機関が所属する省を示し、[ ] 内は、競争法の立案を担当する組織を示す。また、 \*は、2005 年 5 月の東アジア競争当局トップ会合に参加した 9 カ国の機関であることを示す。

本ものや個別分野のものを除くと、合意されていない。しかし、例外的に、地域内、 のものとして、あるいは国際機関からの支 の条件として、競争法の制定が合意され、 援の条件として、競争法の制定が合意され、 また、競争法の執行に関する協力が制度化 されていることがある。開発途上国にとっ ては、競争法の制定という面で国際的に拘 下を受けるということである。

反面、拘束力のある国際ルールの代替としてではなく、むしろ、より望ましいものとして、基本原則、ベスト・プラクティスの形成、ガイドラインの策定等のソフトな手法によるコンセンサス形成が重要な意味を持ち、その内容が開発途上国においても受容され、競争法の制定やその内容面に事受容され、競争法の制定やその内容面に事との影響を及ぼしている。ここには、国際機関や先進国からの技術支援による影響を機関や先進国からの技術支援による影響を機関や先進国からの技術支援による影響を

# タイおよびインドネシアの競争

がその制定の直接的な契機になっているとがその制定の直接的な契機になっているという観点がら概観する。両国では、一九九七年のアジア通貨危機後に国では、一九九七年のアジア通貨危機後に国では、一九九七年のアジア通貨危機後に国では、一九九七年のアジア通貨危機との高い、一九九七年のアジア通貨を関る中国では、一九九七年のアジア通貨を関係がしているとがその制定の直接的な契機になっているとがその制定の直接的な契機になっているといるというでは、

違いがみられるが、その後の発展状況には大きな 「取引競争法」を制定し、「取引競争委員 何の熱意が失われているという評価が出て 初の熱意が失われているという評価が出て いる。他方、インドネシアでも一九九九年 に「事業競争法」が制定され、二○○○年 に「事業競争監視委員会」(KPPU)が に「事業競争監視委員会」(の、と に「事業競争監視委員会」(の、 に「事業競争監視委員会」(の、 に「事業競争監視委員会」(の、 に「事業競争監視委員会」(の、 という評価が出て いる。

強調されている。

強調されている。

強調されている。

強調されている。

強調されている。

強調されている。

強調されている。

強調されている。

強調されている。

競争法の内容面に対して国際的要因がどない内容面への国際的影響が及んでいないた。大きな役割を果たしているとはいえないと思われる。特にタイでは競争はいえないと思われる。特にタイでは競争では種々の問題点が指摘されており、競争では種々の問題点が指摘されており、競争との内容面への国際的影響が及んでいなとしたが推測される。

分化され、多数の適用範囲が不明確な規定をまた、インドネシアでは、実体規定が細

競争注制定後の発展過程は対照的である。 タイでは、閣議の承認が得られないことから法適用基準の策定が遅れており、そのため法の適用自体が行い得ない状況が続いてめ法の適用自体が行い得ない状況が続いているが、これは競争法の制定を推進した政権が交代したことによるところが大きい。これに対しインドネシアでは、様々な制約条件の中で、法違反の決定が多数出されており(KPPUは、二〇〇年九月の法施行以来、二〇〇五年一二月末までに三一件の正式決定を行っており、うち二三件は違法とする決定である)、今後も期待できるが、多数の決定である)、今後も期待できるが、多数の決定である。

(弁護士、法学・経済学等の大学教授等) の独立性の有無と人材面にあると考えられる。タイでは、商務大臣が取引競争委員会る。タイでは、商務大臣が取引競争委員会の委員長を兼務し、また、商務省国内取引の産業界代表が委員に就任しており、競争の産業界代表が委員に就任しており、競争の産業界代表が委員に就任しており、競争の産業界代表が委員に就任しており、競争の産業界代表が委員に就任しており、競争の独立といる。



## ローバルなルール形成と開発途上国

# 競争法の国際ルール形成と競争

るのに対し、タイはほとんど実績がない。 点でも、インドネシアが極めて積極的であ を行使し、大統領に対して責任を負う。 から大統領により任命され、独立して権限

また、国際的フォーラムへの参加という

発途上国に自然と受容されていくことが望 原則やベスト・プラクティスといったソフ 結果であるとすれば、問題は大きい。基本 判断が国内の競争法導入反対派との妥協の 法の内容面については自主的な判断をして 多くの開発途上国は競争法を整備してきて 九〇年代以降、国際的義務ではない中で、 けるという事態は生じない。しかし、一九 発途上国に競争法の整備を一般的に義務付 トな形で形成されつつある国際ルールが開 いるように思われる。しかし、その自主的 務を国際的に負った開発途上国でも、競争 いる。また、例外的に何らかの形で制定義 した現在、当面、競争法の国際ルールが開 WTOにおける競争ルールの策定が頓挫

開発途上国が拘束力のある国際ルール化に を意識的に用いることが重要である。単に 重要になるが、その際には、ソフトな手法 国際ルール形成の可能性を探ることが一層 むしろ、競争法を国際経済社会に根付かせ 反対しているという消極的な理由ではなく、 今後、WTO以外のフォーラムにおける

> でも、ヒューマン・リソースの開発という 当者の専門的能力にかかっている。この面 あり、特に、実際の執行を担う競争当局担 題はその執行体制の確立と具体的な運用に る。また、一定の発展段階に達した途上国 国の独占禁止法の運用の歴史が物語ってい だけでは意味がないことは、何よりも我が ある。競争法の法制度を形式的に導入する かつ有効であるという積極的な理由からで る上では、様々なソフトな手法こそが必要 の多くは既に競争法を制定済みであり、問 ソフトな取り組みが重要である。

りが必要である。 現れることが期待される。こうした開発途 そうした国がいつまでも義務化を拒否する を挙げつつある国が出てくるであろうし、 競争法をいち早く整備し、執行面でも実績 求められる客体として、国際ルール化によ 行う意思と能力を備えた国 に把握し、そうした開発途上国への支援を 未整備の開発途上国の事情やニーズを的確 整備し、執行してきた開発途上国の中から、 とも思われない。また、競争法をいち早く してきた。しかし、開発途上国の中にも、 る競争法整備の法的義務を負うことを拒否 上国間協力の可能性を高めるような環境作 また、開発途上国は従来、競争法整備を (競争当局) が

競争法の「輸出」と呼ばれてきたことにも 代以降、活発に行われるようになったが、 技術協力は、欧米諸国を中心に一九九〇年 開発途上国における競争法整備のための

> 態に応じた適切な法制度と運用が必要であ 求められているのである。 る。ここにおいても、ソフトな取り組みが が求められるのであって、各国・地域の実 た違法性判断という普遍性を有すると同時 律する法であり、一方で経済分析を活用し であった。しかし、競争法は市場経済を規 法制度を移植することに重点が置かれがち 示されているように、先進各国の競争法の に、他方で市場の土着性を反映した多様性

とが期待される。 ク」を組織することが課題となろう。地域 を発展させて、東アジア地域における競争 要性やメリットが大きい。今後、この活動 特に、東アジア各国の競争法や競争当局に された。この会合は、日本の公正取引委員 れる任意組織として形成され、 当局や競争法専門家により自発的に形成さ 法の特徴や課題を共有する東アジアの競争 的にも経済的にも一体的関係にあり、競争 法専門家による「東アジア競争ネットワー あり、相互に協力・連携していくことの必 は、多くの共通し、あるいは類似した面が の発展に寄与するものと期待されている。 であり、東アジア地域の競争法・競争政策 競争当局の首脳を集めた会合が初めて開催 会が提唱して開催されることとなったもの アのボゴールにおいて、東アジア九カ国の ところで、二〇〇五年五月にインドネシ 発展するこ

(くりた) まこと/千葉大学大学院専門 法務研究科教授



# OECD企業統治原則と開発途上

CD企業統治原則は国際的なルールとして の改善・強化を進めている。はたしてOE どとともに非OECD諸国を含む企業統治 業統治の改善・確立が経済再建の前提条件 の搾取が行われており、その是正のため企 創業者一族など支配株主によって少数株主 制度改革支援に乗り出した世銀・IMFは、 国の国内法制の脆弱性が問題視されたが、 の問題の解決が大きな課題となっている。 株主の存在に起因する少数株主の搾取など み、経営者に対する監視・監督が機能しな 式保有の分散化(所有と経営の分離)が進 なるだろう。大会社や公開会社において株 走をどのように防止するか、ということに うとする役割を端的に言えば、経営者の暴 ーワードとなってきた。企業統治が果たそ 九九〇年代以降の企業法制改革の重要なキ 先進国か開発途上国であるかを問わず、 いことや、創業者一族や金融機関など支配 であると説いた。一九九九年にOECD 一九九七年のアジア経済危機後、 (経済協力開発機構) 企業統治」(corporate governance)は、 OECD原則)を採択し、世銀な は、 企業統治原則 開発途上

な意義をもっているのであろうか。る企業統治改革の推進において、どのようどのような性質を有し、開発途上国におけ

## 企業統治改革の世界的波及

試みを除くと成功していない。しかしなが 相次ぐ大企業の経営破綻は米国の企業統治 の)法制モデルが事実上影響力を有してき ら、この分野では一定の(主として米英 による規律づけなどを含む広い概念である その他の利害関係者(ステークホルダー ②市場による規律づけ、③債権者、労働者 モデルに対する信頼を揺るがす大事件であ た。例えば、二〇〇一年のエンロン社など 社法(商法典)や証券取引法などの法分野 近年急速に進展した分野がある一方で、会 基準、国際監査基準など国際ルール形成が 争処理制度に及ぶ。このなかで、国際会計 したがって、企業統治に関わる法分野も広 る経営者の監視・監督を出発点としながら、 においては、 監査基準、倒産法、担保法、さらには、紛 く、会社法・商法、証券取引法、会計基準 企業統治は、①株主または取締役会によ 国際ルール形成は、 地域的な

顕著であったと言えよう。のたが、対応策として米国が制定したサークパターンは、企業法の分野においてよりられる。ある国における制度の革新がそのられる。ある国における制度の革新がそのられる。ある国における制度の革新がそのられる。ある国における制度の革新がその国で見いたが、対応策として米国が制定したサークだが、対応策として米国が制定したサークにが、対応策として米国が制定したサークに対している。

組みは多数の国で採用されつつある。この ラスアクション)の導入等も企業統治規制 ほかに、少数株主権の強化、 取締役会内の監査委員会の設置といった仕 締役(独立取締役を含む)を増やしたり、 者に対する監督機能の強化のため、社外取 れているからである。取締役会による経営 素についてはコンセンサスがあると主張さ 監督と執行の分離など企業統治の基本的要 することは一面的であろう。欧州諸国を含 の水準を示す指標として重視されている。 委任状規制、 め、企業統治をめぐる長年の議論の結果、 他方、米国モデルの影響力を過度に強調 企業法は、 株主代表訴訟、集団訴訟(ク 企業不祥事や経営破綻に対す 累積投票制度

現在の企業統治に関する議論は、米英にお

る対応の積み重ねを通じて発展してきたが、

今泉慎也



## ローバルなルール形成と開発途上国

券取引所に上場している。 む四五三社の非米国企業がニューヨーク証 末現在で、アジア太平洋地域の八一社を含 基準に従う場合も、企業レベルで米国型の また、米国市場へ上場した外国企業が米国 かかるモデルへの準拠を進めた。市場の圧 投資家の信認を得るため有利であると考え、 準拠が自国企業や自国市場に対する外国人 融のグローバル化のもとで米英モデルへの と言われる。他方、開発途上国側でも、金 度改革支援において、国際組織やコンサル な課題であった。近年の開発途上国への制 展は多くの開発途上国においてすでに重要 にモデルを提供した。証券市場の整備・発 モデルが影響力を有し、米英の改革が各国 という巨大な証券市場を擁する米英の法制 企業統治を広める効果を持つ。二〇〇五年 力が米英モデルの準拠を促したと言えよう。 タントが米英モデルに準拠する傾向がある 分野においては、ニューヨークとロンドン 第二に、上述のように、証券規制などの

の協力機関である証券監督者国際機構 各国の証券取引委員会(以下、SEC) Î

> む一〇八機関(通常会員)が加盟する。 COにはアジア太平洋地域の二一機関を含 OSCOの働きかけもあった点など、企業 ある。IOSCOは証券規制に関するコア EC等の協力機関として改組されたもので 機構を前身とし、一九八四年に全世界のS 導で設立された米州諸国のSEC等の協力 ルの輸出努力の一端を示すものと言える。 が主導的な役割を果たしており、 OSCO)の創設や活動には、米国SEC 統治の分野で影響力を有している。IOS 国際会計基準などのルール作りの進展にI 原則などルール作りを進めるほか、近年の IOSCOは、一九七四年に米国SEC主 米国モデ

革を迫る契機となった。

業法制改革を必要としたことがある。とり

の不祥事・経営破綻が相次ぎ、抜本的な企

第一に、各国において大企業や公開企業

わけ経済危機の発生は、各国に抜本的な改

ものである。それが世界的な広がりをもっ ける一九八〇年代の改革論議を端緒とする

た背景には次のような要因がある。

# ●証券取引委員会と自主規制機関

年東アジア諸国でも上場企業等に対する義 進めることを可能にした。こうした規制を 則等の形式で制定され、規制強化を円滑に 認める国が増加した点は、企業統治の波及 制機関(SRO)として広範な規則制定を SECを設置したり、証券取引所に自己規 国で進み、独立で強力な監督権限を有する 法律によって明定する国も見られるが、議 各国SECの規則や、証券取引所の上場規 企業統治の強化・改善を目的とする規制が 改革を速やかに導入する上で有利であった。 会が介在しない諸規則による規制は大胆な に影響したと考えられる。これら諸国では 米国法をモデルとする証券市場整備が各 上述の監査委員会の設置は、近

> 則やSECの規則に依拠した国が少なくな 務づけが進んだが、その方法として上場規 規則等による義務づけを行った国では、 務づけている。他方、日本、韓国など法律 上場規則、さらにSECの規則によって義 い。タイ、インドネシアでは証券取引所の 治的な反発は相対的に小さかった。 な論争が起こった。それに比べると、上場 において法改正をめぐって議会内外で大き によって明記した国もあるが、例えば韓国

# ●企業統治原則が果たした役割

られてきた。州が管轄する会社法について 調和のため、判例法の現状を示すリステイ とがある。非拘束的な文書の利用は、米英 則やコードと呼ばれる企業統治に関する非 のキャドベリー報告から一九九八年のハン 形が選ばれた。英国においても一九九二年 あるべき法や会社実務への勧告を盛り込む 手法は困難であると認識された。このため、 トメントやモデル法の採択が各分野で進め 連邦制をとる米国では、各州の法の統一・ 律協会(ALI)が一九九二年に公表した きたものであった。その代表はアメリカ法 の企業統治改革論議のなかで生み出されて 革を進める上で、共通のツールとなったこ 拘束的な文書の採択が、各国の企業統治改 し、リステイトメントやモデル法といった 『企業統治の原則 分析と勧告』である。 OECD原則の採択された背景には、 判例法、州の制定法、会社実務が混在

## 非OECD諸国を対象とする企

<b>耒杭石に関りるフォーフム</b>				
	フォーラム名称	創設年		
	アジア	1999		
	ラテンアメリカ	2000		
企業統治円卓会議	南東ヨーロッパ	2001		
	ユーラシア	2000		
	ロシア	1999		
中東・北アフリカム	2003			
汎アフリカ企業統治	2001			
カリブ企業統治ファ	2004			

(出所) OECD 資料より筆者作成。

各国SEC、 証券取引所、

国有企業の企業統治の四つの議題が議論さ 統治原則実施における取締役会の役割、

**車アジア諸国における企業統治コード** 

女! 米/	ノノ相当にもいる正未机石コード
中国	2002 年 1 月:上場企業統治準則(中国証券監督管理委員会/国家経済貿易委員会)
韓国	1999 年 9 月:企業支配構造模範基準(企業支配構造改善委員会一証券取引所を中心に設置)
台湾	2002 年 10 月:「上場・店頭公開企業の企業統治のベスト・プラクティス原則」(台湾証券取引所/証券店頭取引センター)
シンガポール	2001年3月:企業統治コード(企業統治委員会―会社法改正委員会の部会)
マレーシア	1999年3月:企業統治財政委員会報告書(1998年3月設置)
タイ	2000 年 3 月:企業統治報告書(原則・ベストプラクティス)(タイ証券取引 委員会企業統治委員会)
フィリピン	2002 年 4 月:企業統治コード(フィリピン証券取引委員会)
インドネシア	2000 年 3 月(2001 年 3 月改定)良い企業統治コード(企業統治委員会―1999 年設立)

責任」の五項目からなる。

OECD原則自体は各国政府に何

(出所)参考文献①をもとに筆者作成。

かっこ内は制定機関。

クターが参照すべき指針ないしは枠組みを SEC、公開企業、経済界等の諸ア うに国内法化されることも想定され 国の政策担当者、証券取引所、各国 詳細も定めていない。同原則は、各 の法律が定めるべき具体的な制度の 応じた対応をとるべきとされ、各国 ていない。各国がそれぞれの状況に ものではなく、また、モデル法のよ らかの具体的措置をとる義務を課す

不す点に<br />
特色がある。 OECDなどでの議論の影響を受けて、

ら原則・コードの制定主体は国によって異 OECD原則の影響を示唆している。これ 称の文書の採択が世界的に広がりを見せた。 企業統治に関する原則・コードの採択が、 表1から分かるように、東アジア諸国では 企業統治に関する原則やコードといった名 九九〇年代末以降に集中していることは 経済団

> 域について、OECD・世銀が中心となり まず企業統治改革が必要と見なされた五地 ないしは受入を促すと考えられる。同原則 は罰則を設け、拘束力を有するものもある 体が主体となっている。政府または民間 ユーラシア (Eurasia)、南東ヨーロッパ 企業統治に関する議論が続けられている nance Regional Roundtables)が創設され、 企業統治地域円卓会議(Corporate Gover の場合、非OECD諸国に対する普及メカ 協力プログラムは各国によるルールの遵守 が、多くの文書は法的拘束力を持たない。 組織作りが行われた国もある。国によって ニズム作りが進められた点が特徴である。 (South East Europe)、ラテンアメリカ、 (表2参照)。対象となったのは、アジア、 ルで「企業統治委員会」といった名称の 一般に、国際機関によるモニタリングや

加されたほか、 業統治の枠組みのための基礎の確立」が追 いてもサーベイが行われ、上述の白書の議 とに採択された。また、OECD諸国につ 役割、といったテーマが設定された。さら 衡平な待遇、取締役とステークホルダーの された年は異なるが、各会議ではOECD ロシアの五地域である。各円卓会議が開始 論とともに、二○○四年にOECD原則が 議論を総括した『企業統治白書』が地域ご 原則に従い、総論、開示、株主の権利及び に、二〇〇二~〇四年には各円卓会議での 改訂版では新たに「実効的企 旧版の 「株主の権利」

> 成となっている。 公表された。OECD原則に対応した章構 あり、すでに『国有企業の企業統治に関す る。一つは、国有企業の企業統治の問題で すべき責務につき、指標を設けている。 更されている。前者は、企業統治の確立に るOECDガイドライン』が二○○五年に いる。後者では、機関投資家の役割や果た おける法律や規制の整備の重要性を指摘し 「株主の権利及び鍵となる所有機能」に変 各論に関するルール作りも進められてい 法の支配との適合性などを求めて

説の二つの部分で構成される。原則

企業統治における利害関係者の役

「株主の権利」、「株主の衡平」、

「開示と透明性」、「取締役会の

革動向を反映するもので、原則と解

OECD原則は、各国の議論や改

治のあり方について広範な改革の指

ル報告にいたる諸報告書が企業統

②非上場会社の企業統治改善のための原動 策改革の進捗状況の点検、 おける公的政策枠組み、が議論された。 がイスタンブールで開催された。参加三六 の企業統治、②アジア企業統治白書後の政 アジア地域企業統治円卓会議では、 インドネシア・バリ島で開催された第七回 論されている。例えば、二○○五年九月に 白書で示された各分野の優先分野などが議 改定原則の実施とエンフォースメントや、 力、③非上場会社の良き企業統治の支援に 会議では、①非上場会社の企業統治の性格 カ国の多くが非OECD諸国であった。同 会社の企業統治に関する国際専門家会議 みも開始され、二○○五年四月に「非上場 また、非上場会社の企業統治への取り組 白書を採択した後の地域円卓会議では、 ③OECD企業



れた。このうち、銀行の企業統治は、バー は、 は、 はすでに一九九九年に「銀行の企業統治は、 に関する指針」をその前年に公表されたOECD原則に基づき採択し、現在その の改定を進めている。銀行の企業統治は、 アジア企業統治白書の優先分野として取り 上げられており、二〇〇六年六月には、 上げられており、二〇〇六年六月には、 でデジアにおける銀行の企業統治に関する が公表された。

# 成とその意義とした地域別フォーラムの形証券市場と証券監督機関を中心

①中東・北アフリカ企業統治フォーラムの特(二〇〇三年)、②汎アフリカ企業統治防 (二〇〇三年)、②汎アフリカ企業統治協 議フォーラム(二〇〇一年)、③カリブ企 業統治フォーラム(二〇〇四年)が創設され、ほぼすべての地域で企業統治に関するれ、ほぼすべての地域で企業統治に関するがあいている。

徴は次の通りである。
各地域の円卓会議や他のフォーラムの特

第一に、フォーラムには、当該地域の各 電SEC、証券取引所、経済団体など証券 市場に直接に関係する諸アクターが参加し でいる点である。会議の現地側カウンター パートにも、当該国SEC、証券取引所、 企業統治関連の機関などが名前を連ねてい る。企業統治に関する諸フォーラムは、そ る。企業統治に関する諸フォーラムは、そ

といった特徴は、当事者間での実質的な議

拘束的な文書の策定を主眼としていること、中心の実務的な構成となっていること、非ること、証券市場に直接に関わるアクター

る余地を低いものとしている。この点、条論の積み重ねを可能にする一方、政治化す

第二に、多様な国祭組織の連携によって を連やかに具体化することを可能に反映させる一方、同じチャネルを通じて、 に反映させる一方、同じチャネルを通じて、 に反映させる一方、同じチャネルを通じて、 に反映させる一方、同じチャネルを通じて、

機能を提供する定例会議であることである。 関ではなく、OECD・世銀などが事務局 第三に、これらのフォーラムは常設的な機 シアなどの円卓会議に資金提供してきた。 を行っている。日本政府もアジア、ユーラ の開発援助機関が資金の提供や専門家派遣 B)といった国際金融機関のほか、先進国 世銀、国際金融公社(IFC)、アジア開 Governance Network)を中心に、OECD ナンス・ネットワーク (Global Corporate て設立したグローバル・コーポレートガバ 運営されていることである。円卓会議など OECD, 発銀行(ADB)、米州開発銀行(IAD のフォーラムは、世銀・OECDが拠出し フォーラムが地域別になっていること、 第二に、多様な国際組織の連携によって 世銀など国際組織が事務局・資

的である。

本稿で紹介した企業統治の分野のほか、本稿で紹介した企業統治の分野のほか、及野法などの分野でOECDは、非OECO諸国との協力を深めるため、政策ごとにさまざまなフォーラムを組織し、非OECとている。そこで形成される非拘束的文書している。そこで形成される非拘束的文書は具体的な義務を課すものではないが、各国の国内法制に与える影響は少なくない。こうした特徴は改革を推進する立場からは望ましいものであると捉えられる反面、議望ましいものであると捉えられる反面、議望ましいものであると捉えられる反面、議望ましいものであると捉えられる反面、議望ましいものであると捉えられる反面、議望ましいものであると捉えられる反面、議算となっている。

所開発研究センター) (いまいずみ しんや/アジア経済研究

## 《参考文献》

金提供者としてコントロールを確保してい

□今泉慎也・安倍誠編『東アジアの企業統



ーンダリング規

### ーバルなルール形成と開発途

口事件を契機に、 される事例がある。 多様なネットワークを経由して洗浄・環流 野と認識された。途上国にも国際的な規制 的の資金移動とその頻度が飛躍的に増加し え、非合法活動からの利益隠蔽・合法化目 グローバル化に伴い、従来の脱税目的に加 枠組みへの参加が要請された理由には、非 た結果、ML対策も広義ガバナンスの一分 合法活動が途上国を端緒とし、その利益が 資金隠蔽やその合法化防 また、米国同時多発テ

現状での課題を考察する。 ML規制枠組みの特性と途上国への影響 途上国にとって容易ではない。本稿では、 な反ML(AML)行政を整備することは、 督・警察・司法にまたがる有効かつ効率的 多様化と資金移動の広域化に対し、金融監 を世界的に標準化する傾向がある。マネー ML)対策も例外ではないが、取引手段の ・ロンダリング(資金洗浄とも訳す。以下 近年、経済法制改革では、ある国際基準 まった。

# ML規制の必要性とその性質

止よりも、犯罪に利用される可能性のある 一九八〇~一九九〇年代の金融自由化と

資金移動自体の阻止を主眼とする傾向が強

刻さを増すにつれ、OECD加盟国間で国 ばならない。非合法活動の国際問題化が深 コストで除外)できる対抗策を講じ続けね ない(IMFは全世界GDPの二~五%相 国の監督当局(FIU)にさえ、容易では の推測も非常に困難なMLの阻止は、先准 あるいは「全世界/国で洗浄される年額 論された。 際的な規制枠組みと基準形成の必要性が議 最も効率的にMLを検出(非該当取引を低 Uは取引類型に関する情報を収集・共有し 規制は取引の巧妙化を誘発するため、FI には「絶対」と「終わり」はない。新たな 当と試算。参考文献③)。また、ML対策 しかし、個別取引の全貌の完全な把握、

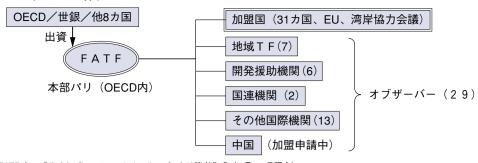
# |AML法制構造と実務規定推進

デル)設定、 (二国/多国間条約) と、取締り段階別に AML法規は、 (国連条約)、 ③犯罪人引渡等の国家間協力 ②国際基準 ①国際法によるML犯罪 (実務規定モ

> 条約」を採択し、MLを犯罪化する非合法 異なる手段を用いている。①は一九八○年 び「国際的な組織犯罪の防止に関する国連 する資金供与の防止に関する国連条約」及 付ける一麻薬及び向精神薬の不正取引の防 関連MLの犯罪化と取締りを批准国に義務 薬産業のさらなる拡大や他の犯罪に流 を隠蔽するだけでなく、洗浄済み資金が麻 策の一環とされた理由は、製造・売買収益 理事会で始められた。AMLが麻薬撲滅対 国際問題化したのを契機に、国連経済社会 活動の定義を拡大した。 九九九年と二〇〇〇年には「テロ活動に対 止に関する国連条約」(ウィーン条約)、一 ある。同理事会は、一九八八年に薬物犯罪 (転)用されるリスクが認識されたことに 麻薬関連活動(生産・流通・消費)が

総会合意を必要とする 組織として設立され、存続には活動目的の である。FATFはアルシュ・サミット経 表・改正する四〇項目の勧告 する金融活動作業部会」(FATF)が公 一方、②の国際基準は、「資金洗浄に関 (一九八九年)を機に非常設政府間 (現存続期限は二〇 (四〇勧告)

### 図1 AML/CFT枠組み



(出所) FATF ウェブサイト (http://www.fatf-gafi.org/) より筆者作成(7月10日現在)

を列挙した。一九九六年の第一

一版では、

Μ

MLに対抗する金融システム上の防止措置

一九九〇年に公表された第一版四〇勧告 ウィーン条約に鑑み、麻薬取引関連の

Lを犯罪化する前提犯罪が人身売買等も含

監視が強化された。

国際的組織犯罪

(重大犯罪)

に拡大され、

知・防止する枠組みを明示した特別勧告が ただけでなく、 TFの活動目的にテロ資金対策が追加され 二〇〇一年に発生した米国同時多発テロ AMし取組みを変質させた。 同年中にテロ資金供与を探 F A

産物である。 足 し た F A T F は、 場でのMLを問題視していた経緯。第二に、 OECD諸国の主導でFATFが設立され 来型MLによるテロ支援の撲滅等が目的)。 する国際基準の継続的設定、 約では対処できない。G7での議論から発 も行政当事者となるため、複数の行政分野 違反者の刑事処罰には警察機構や司法制度 不可欠であること。 た理由は、以下の三点にある。まず、 デル規制の形成と迅速な改正は、 国際会計士連盟など)には適さない。第三 務家団体(BIS、IOSCO、IAIS、 の調整は、専門化した政府間組織や国際実 AMLは金融監督以外の行政機関の関与も 八〇年代には既に当該諸国がオフショア市 に、多様化・複雑化するMLに対抗するモ 一二年一二月。金融システム高度化に合致 上記の現実を反映した MLの防止・取締り・ 多国間条

financing terrorism) に変更し、 的」にあり、 テロ支援MLは「政治的(=非経済) 非合法化される(money dirtying)。第二に 献④)。第一に、合法的活動からの収益が うな資金移動は以下の特徴を持つ(参考文 グローバルな移動を厳重監視する姿勢を明 称をAML/CFT (AML and combating 三版での最大の改正は、 四〇勧告が公表された (参考文献②)。 を要求される国内組織も増加するだろう。 非営利組織の悪用等) 取引額対比も大きい。第三に、他のMLが 性と社会的便益は大きいが、検出費用の各 テロ資金となる場合、従来型MLとは逆に 自体の撲滅」へと重点を移したが、このよ 的取引制度への是正」から「テロ支援ML た(以下、両勧告を四○+九勧告とする)。 正では、現金運搬の取締り強化が追加され 記した点にある。二○○四年の特別勧告改 ことに合意している。 支援ML 加盟国は第三点に関し、 一〇〇三年には、テロ資金供与もML前提 **犯制対象となるため、** 「利益(=経済)目的」であるのに対 - テロ支援ML自体の撲滅」の倫理的正当 FATFの活動目的は「ML検出と合法 (現金運搬、 金融機関の十全義務、 法執行の強化を強調した第三版 追跡・検挙がより困難である。 を監視の焦点とする 非正規送金システム 今後は非金融機関も AML活動への関与 新手段によるテロ AML取組みの総 テロ資金の F I U や 目

## ↑AML枠組みの特徴─履行メカ ニズム

平準化を図っていると言える。 認めつつも、TFを通じて各国ML規制の 様性と世界的に同一の対策を講じる困難を される。従ってFATFは、金融法制の多 無にかかわらず、一律に適用すべき基準と 四〇+九勧告も「各国の固有事情及び憲法 国際援助機関、 と同型のネットワークを持つ。 行動基準」であり、FATF加盟資格の有 の枠組みに従い、細部を実施する最低限の ース(TF)、FIU等金融監督間組織、 協力協定を締結した七つの地域タスクフォ 1参照)。OECD企業統治原則と同様、 バーが総会に参加し合う体制である(図 AML/CFT枠組みは、 国連機関を含む一六オブザ FATFと

関与は必須である。 門改革評価」を補完するため、 第一の手段は、 である。年一回の自己評価実施に加え、 を持つ点で、企業統治改革と大きく異なる の改善要請に対処しない加盟国には、 を受ける。 れるグループの相互評価 の加盟国や国際機関代表、 「金融部門評価プログラム」への加盟国の 対抗措置 他方、FATFは履行メカニズムとして 後者はIMF・世銀の「金融部 時的な加盟資格喪失が決定さ (参考文献②、第二一項参照) 加盟国間のピア・レビュー 評価に基づくFATF (年二~四カ国) 専門家で構成さ 両機関の 他

### NCCT 認定国の変遷(抹物)

次! NOO! 的是国V交通(顶件)							
公表日 (国・地域数)	追加国・地域	削除国・地域 (※備考)					
2000年6月(15)	<u>バハマ、ケイマン諸島</u> 、クック諸島、ドミニカ、イスラエル、レバノン、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、ナウル(2001 年 12 月〜 2004 年 10月)、ニウエ、 <u>パナマ</u> 、フィリピン、ロシア連邦、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント&グレナディーン諸島						
2001年6月(17)	エジプト、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、ミャンマー(2003 年 11 月~ 2004 年 10 月)、ナイジェリア	バハマ、ケイマン諸島、リヒテンシュタイン、パナマ					
2001年9月(19)	グレナダ、ウクライナ(2002 年 12 月~ 2003 年 2 月)	※ 2002 年 6 月~ 2005 年 2 月の間に、フィリピン含む 15 カ国を削除。					
2005年10月(2)		ナウル					
2006年6月~(1)	【現在の認定国】ミャンマー(アジア太平洋地域 TF オブザーバー)	ナイジェリア(地域 TF への参加なし)					

(出所)FATF、金融庁特定金融情報室(http://www.fsa.go.jp/fiu/fiu.html)、OGBS(http://www.ogbs.net/)ウェブサイトより筆者作成(7月 10 日現在)。

○○年六月当時、フィリピンAML法は議 第一次NCCTリストが公表された二○

|途上国の国内適用事例||フィリ

や中銀総裁の再三にわたる報道を通じた審 限している、 議通過要請にも議会の反応は鈍く、 定の遅延と規定の不備に起因した。 万ペソ、当時約一〇〇〇万円) 行守秘義務規定が中央銀行の検査権限を制 ③高いSTR下限額 等、 (四〇〇 F A T

麻薬取引、ハイジャック等を欠く)、

② 銀

る前提犯罪規定が不十分(人身売買、 指摘された認定事由は、①MLを違法化す 会の審議過程にあった。法案内容をもとに

理の障害となり、金融機関の顧客サービス 伴う海外金融機関との資金授受やリスク管 照)。NCCT認定のみでも、合法取引に 引をFIUの厳しい監視下に置く(表1参 置が発動されると、当該国関係の全金融取 Fは当該国に改善点と実行期限を勧告し、 展開にも不利益をもたらす場合がある。 最低でも年一回の進捗評価を課す。一方、 定とリストの公表を適用している。FAT 送金授受や金融商品売買契約、コルレス勘 務のもと、口座開設時の本人・実体確認、 定開設・維持等への審査を強化し、対抗措 加盟国は疑わしい取引の届出 ○年以降、非協力国・地域(NCCT) (STR) 義

には、さらに三カ月を要した。

れる場合もある。

非加盟国には、

第二の手段として二○○

Fの対抗措置発動予告を受けて、

(法制定二〇〇一年、

リットは、治安維持等の政治・社会的側面 繋がりやすい)や納税忌避による利益の海 外部援助をテコに規制の実効性を強化でき 凍結・没収による歳入増への期待がある。 第三に、金融取引の実態把握とML資産の 取組みを常にアピールする必要があった。 米国に大きく依存するため、 あること。テロ対策・OFW受入・援助で 民消費原資の中核であり、措置発動のデメ 対抗措置の経済的影響である。海外出稼ぎ 以下の内外事情がある。国内事由の第一は ム系反体制派と活動資源となる麻薬・誘拐 からも容認し得ない。第二に、国内イスラ 労働者(OFW)の送金は外貨準備や在国 L/CFT枠組みに関与してきた背景には 対抗措置リスクに直面しつつ政府がAM 貧困削減や経済発展上も急務で (重大犯罪以外でMLに 自国のAML

> 国内利害関係者や反改革派を抑制する手段 融市場にとって、海外投資家の動向は最重 ア通貨危機後の再活性化に苦慮する国内金 除に要した期間が逆効果となったが、アジ の透明性に関して国際的評価の低い現状を 国際基準の遵守を要求する外圧を 海外投資家の信認や諸制度 NCCT認定解 方、 対外事

果となった。第二に、制度インフラへの継 実現していない。対抗措置の発動予告はソ 援の獲得如何に依存しているのが実情であ 題である人材確保・育成と関連知識の蓄積 法的権限も賦与できない。また、継続的課 現時点では中銀やSECが持つ内部留保の 海外市場での資金調達費用を引き上げる結 関の勧告を外圧として利用しても容易には も小さくない。第一に、有効なML規制の については、 の下では、 続的支出もネックである。厳しい財政制約 ブリン格付けの低下を招き、政府や企業の る必要がある。これは、FATFや国際機 構成される議会との改革への温度差を埋め 行政府と、実業界との繋がりが強い議員で 成立には、外部要求への対処に責任を持つ ○万ペソ (約二〇〇〇万円) と少額に留め AMLCへの予算配分も一〇〇 先進国や国際機関等、

NCCT認定国であり続けること

約五年 (二〇〇五年二月まで)、FIU間 度改革を進めたが、最終的な認定解除には Bの支援を受け、AMLCの増員や司法制 事会(AMLC)の検査権限への制約、 年)。法改正後も、FIUであるAML理 当日の深夜に成立するという状況であった 組織であるエグモント・グループへの加盟 資産額・立件実績等を理由に、NCCT認 定は解除されなかった。政府は世銀・AD 同改正法二〇〇三 勧告期限 専 として利用し、 外流出防止への効果は高い。 要視すべき事項である。 改善する喫緊性があった。 反面、AML枠組みに関与していく費用

門裁判所設置と裁判官任命の遅延や、



### ーバルなルール形成と開発途上国

供しないからである。 概要、情報聴取事由やフィードバックを提 供要請とその取得のみを行い、対象取引の 情報を得る際にも困難が伴う。エグモント 隣諸国や国際テロ組織のML動向に関する て契約に失敗した。さらに、AMLCが近 を申し入れたが、NCCT認定を理由とし 拡大を目的に郵便貯金とのオンライン提携 ロ銀行は、在日OFW向け送金サービスの に起因する費用も発生する。二〇〇二~二 ているが、非加盟FIUに対しては情報提 ○○三年、同国貸出資産規模第一位のメト ・グループはML犯罪情報の集約も所管し

しながら、枠組みへの参加を継続せねばな 今後も、財政・政治・経済の各側面を勘案 表裏一体である。政府及び関係監督機関は 以上のように、途上国側の便益と費用は

# FATF型法制改革における課

機関の不断の努力と相互協力が不可欠であ るとも言えるが、その履行には、各国監督 勧告の普遍化はTFを通じて実現しつつあ で国際基準を一律適用する形式を採用して 行政能力格差を認めながらも、TFぐるみ 整は行われにくい。地域性や各国法制度・ ピードや国際基準の遵守レベルに関する調 すなわち先進国=途上国間での政策実現ス いるからである。国際基準である四○+九 企業統治改革と同様、FATFとTF間

> 革の課題をまとめる。 強い途上国の観点から、FATF型法制改 る。本稿の最後に、財政・人材上の制約が

可能性を大きく左右する。 得られるか否かが、FATFの要請の履行 ていない途上国にとって、他の外部支援を 的は勧告の改定と普遍化であるため、必ず 的な調整は行われていない。FATFの目 Fの管轄とされ、技術援助や研修等の積極 は途上国側の最大課題であるが、金融監督 しも実行組織の関連国際機関全てに加盟し るまでの実効性確保は各専門国際機関やT 違法資産の凍結から捜査と立件、判決に至 第一に、FATFが負う機能の限界であ 経済犯罪を知悉する人材の確保・養成

的な三大悪」(テロリズム・汚職及び腐敗 勧告の目的に明記してはいるが、FATF では有効な手段を見出せていない。 ても執行されなければ国際基準の普遍化も スの向上が不可欠である。法規が整備され 極的に取り上げていない。 は現在まで、汚職や腐敗の削減・解消を積 実効性を伴わないが、現状の国際的枠組み 虚偽報告)の取締りには、広義ガバナン 第二に、四○勧告の目的にもある「世界 なお、

捗させた実効的なFIUである」ことを要 国内に構築済みであるか、改革を著しく進 価システムとIMF・世銀プログラムとの る客観性維持の問題がある。FATFの評 第三に、各種評価や相互監視手段におけ 共に「相応のML規制枠組みを

調を必要とする複合的な課題には、今後も 求するFATFとエグモント・グループへ えた時、初めて国際社会における経済法制 接的に履行を強く要求される途上国が抱え みが形成される可能性がある。しかし、間 FATF型の国際基準制定と法制改革枠組 整機能を負う意思があるかは明確になって 点が散見されるが、ここでもFATFが調 の加盟条件など、関連機関間で調整すべき 枠組み内で彼等の要請を実現する機能を備 設立後一○年に満たないFATF体制が、 る人材・知識・財源制約のハードルは高い ML規制のように、複数の監督行政の協

(かしわばら ちえ/アジア経済研究所 開発研究センター

改革の一モデルとなり得る。

## 《参考文献

- ①柏原千英「マネー・ロンダリング規制と 成と開発途上国―グローバル化する経済 開発途上国」今泉慎也編『国際ルール形 法制改革』アジア経済研究所(近刊予定)。
- (a) FATF, The Forty Recommendations, 20 June 2003, FATF Secretariat

(5) IMF, Financial System Abuse, Financial

(4) Reuter, P. and E.M. Truman, Chasing Dirty Crime and Money Laundering, 12 Febru-Money, Institute for International Economics



### ーバルなルール形成と開発途上国

# |際的な動向と途上国の法整備

## か? 「統一法は参照されています

れている。 アジェンダとして取り上げられ、取り組ま 要な部分である)は、つねに、最も初期の も、契約法ないし民法(契約法は民法の主 本の支援の下に法整備が進められる場合に ることは、容易に理解できるであろう。日 支えるインフラとして契約法が不可欠であ 原理が「契約の自由」である以上、それを 契約法である。市場経済を支える基本的な き、まず必要とされる重要な法律の一つが 途上国や体制移行国が法整備を進めると

ロッパの違いといった大きな問題に突き当 会へのかかわり方についてのアジアとヨー を考えていくと、法に対する見方や国際社 という考え方やそれに与えられる位置づけ きわめて難しい。その理由は、 照されるか」と尋ねられる場合がある。こ の質問に対して真剣に答えることは、実は、 いてヨーロッパの法律家と議論をすると、 「そうした作業の中で統一法はどの程度参 ところで、このような契約法の整備につ 「統一法

考えてみることとしよう。 がら、先に述べた「大きな問題」について く)。本稿では、これらの動きを紹介しな ここでは、アジアとヨーロッパの違いに関 心があるので、あまりこだわらないでお

## ●中国の一九九九年契約法

契約法(一九八五年)、技術契約法(一九 て、経済契約法 (一九八一年)、渉外経済 必要が生じた。そこで、取引の内容に応じ け国際取引を進めるために契約法を定める 経済を導入していったが、その際、 中国は一九八〇年代からゆっくりと市場 とりわ

たるからである。

り上げることにはかなりの問題があるが、 対象として台湾や香港、さらには中国を取 である(「開発途上国」に関する本特集の 約法をめぐる興味深い動きが連続して生じ って英国法から切り離されたこと、がそれ 前後するが、香港が一九九七年の返還に伴 の部分を全面改正したこと、および、やや た。一九九九年に中国が「契約法」を制定 したこと、同年に台湾が民法の中の債権法 一九九〇年代の末に、東アジアでは、契

> られた法典である。 現在の中国の経済体制を充分に反映して作 的な改革が問題となった。一九九九年の契 九九〇年代に入った頃から契約法制の抜本 由という考え方とは矛盾する。そこで、一 存在するという状況自体が完全な取引の自 内容的にも国家統制の色彩が強いものであ 約法は、そうした作業の成果であり、また ったし、特定のカテゴリーごとに契約法が 八七年)が制定されていったが、それらは

約社会」となったという印象すらある。 その意味では、 所に勤務する企業弁護士がドラフティング 規模な法律事務所も出現し、それらの事務 は、北京や上海には欧米や日本と同様の大 とに疑問を持っていない。そして、近年で 条文が「契約自由」の原理の宣明であるこ が(契約法四条)、多くの法律家は、この した詳細な契約書が取引に用いられている。 微妙なニュアンスへの配慮から、文言上は 理として謳っている。おそらくは政治的に 「意思自治」という表現にとどまっている この契約法は、「契約の自由」を根本原 中国は日本よりも米国に近い 都市部の企業取引を見てい

小塚荘

郎



的なインフラストラクチャーだと言える。 由に立脚した一九九九年の契約法は、まさ 裏から言えば自由に締結された契約の拘束 約の効力を否定する余地が生ずるというも 事者が、後で都合が悪くなったような場合 ど、一旦は合意の上で取引関係に入った当 契約の効果を妨げる規定が多ければ多いほ 四条)。これらの規定に共通する考え方は、 限り取消であって無効ではない(契約法五 表示の効果も、国家の利益にかかわらない ないとされた(契約法五二条五号)。脅迫 法令が「強制規定」でない限りは無効では 約法一○条)、また、「強制規定」(日本で ことなどの形式は要求されていないし(契 たとえば、契約の成立について書面による り尊重しようとする考え方が貫かれている。 の効果については当事者の意思をできる限 けではない。具体的な規定の中でも、契約 力の承認なのである。その意味で、 のである。すなわち、「契約自由」とは、 入されて、法令違反の契約も、問題となる いう「強行規定」)と任意規定の区別が導 しく市場経済に対する信頼を確保する制度 に態度を翻し、そうした規定を利用して契 (日本民法の「強迫」と同じ) による意思 は単なる原理として掲げられているだ 九九九年の契約法において、「契約自

## 学者の関与と統一法

ついても特徴的だといわれる点がある。そ一九九九年契約法は、制定のプロセスに

ほぼ維持された。
はは、近代中国史上で初めて、法律学者がれは、近代中国史上で初めて、法律学者が作成され、その当具体的には、学者を中心とした起草グルー具体的には、学者を中心とした起草がルー

る。 門家を集め、「万国共通の契約法の原則 されている。英米法やドイツ法、フランス を議論した成果であり、それ自体としては あるユニドロワ(UNIDROIT。私法 原則とは、私法統一のための政府間機関で 定に際して、その主要な規定が取り入れら 当初からの当事国となっているから、国際 ては、中国は一九八六年に批准して、発効 である。このうち国連動産売買条約につい ロッパの法律家が言う「統一法」の代表例 法、日本法などは詳細に調査され、比較検 成にあたっては、外国法の調査が充分にな 条約のような形で拘束力を持つものではな 統一国際協会)が事務局となって各国の専 ようになった。他方のユニドロワ商事契約 れ、純粋の国内契約に対しても適用される 国内法化したものであった)、契約法の制 取引については当然に条約が適用されるが 商事契約原則であった。この両者は、ヨー 討されたようであるが、何よりも参照され た資料は、国連動産売買条約とユニドロワ (一九八五年の渉外経済契約法は同条約を そうした事情もあって、この契約法の作 中国はこれに作成過程から積極的に関 よりソフトな形の法統一を目指してい

を含虫などう各国など)の国重功産記定をその中から採択した。

なされている。 れているわけではなく、いわば取捨選択が 約およびユニドロワ商事契約原則を逐条的 にも、一九九九年契約法と国連動産売買条 書を参照したにすぎないわけである。実際 の事情とニーズに合わせてこれらの国際文 かし、それを裏から言えば、中国は、自国 法」は抽象的なルールであって、表面の文 比較すれば、国際機関が作成した「統一 そのままに機能するわけではない。それと 景を持っており、単純に「移植」しても、 国の法制度は、それぞれに固有の歴史と背 ているためであったという。たしかに、各 れた理由は、中国側の関係者によれば、 買条約とユニドロワ商事契約原則が参照さ に対照すると、すべての規定が取り入れら 言どおりに受容すれば足りるであろう。し 定の国の社会経済的な文脈から切り離され 英米独仏などの各国法よりも国連動産売

ている。すなわち、統一法はいわばモデルく参照した例としてしばしば挙げられるが、その実質は、このようなものである。すなわち一方では、統一法が参照される理由は、それが「どこの国の法でもない」ところにある。他方、それが参照されるといっても、立法者の政策目的(契約の拘束力を高め、立法者の政策目的(契約の拘束力を高め、中国の一九九九年契約法は、統一法をよ中国の一九九九年契約法は、統一法をよ

いるにすぎないのである。 法のように、一つの資料として参照されて

## 改正 でイツ法に忠実な台湾の債権法

中国の契約法制定と同じ一九九九年に、 中国の契約法制定と同じ一九九九年に、 中国の契約法制定と同じ一九九九年に、 中国の契約法制定と同じ一九九九年に、 中国の契約法制定と同じ一九九九年に、 中国の契約法制定と同じ一九九九年に、 中国の契約法制定と同じ一九九九年に、 中国の契約法制定と同じ一九九九年に、 中国の契約法制定と同じ一九九九年に、

それに代わって観察されるのは、伝統的なドイツ法学の強い影響力である。台湾のなドイツ法学の強い影響力であるが、それ自体が一九二〇年代に最も先進的であったドイツの立法と学説から大きな影響を受けており、その後の学説も、従来からドイツており、その後の学説も、従来からドイツにおける債務法改正の議論が参照されたツにおける債務法改正の議論が参照されたりにおける債務法改正の議論が参照されたりにおける債務法改正の議論が参照されたりにおける債務法改正の議論が参照されたりにおける債務法改正の議論が参照されたと、ドイツにおける債務法改正の議論が参照されたりにおける債務法改正の議論が参照されたと、ドイツにおける債務法改正の議論が参照されたと、「一条」、契約締結上の過失(二四五一人条)など、ドイツで議論されてきた規定

よく考えてみると、一見対照的に見える中国と台湾の動きは、実は同根であるとも言える。両者の相違は、立法に際して何をモデルとして参照したかの違いにすぎないと考えられるからである。中国では、特定の国を離れたモデルが望ましいとされて統一法が参照された。これに対して、台湾の「権法改正は、ドイツ法が確固としてモデルの機能を有しているために、他のモデルが取り入れられる余地のなかった事例なのである。

# ●コモン・ローを守った香港

離され、いわば「香港コモン・ロー」とも 度が廃止され、香港の終審裁判所が判例法 国の枢密院司法委員会を最上級審とする制 モン・ローにもとづく(英国と同様の)法 言うべき法体系が新たに成立したとも言え 国のコモン・ローとの関係は制度上は切り の形成を担っていくこととされた結果、英 体系は不可欠だという政策判断がある。英 金融センターとして維持していく上で、コ べきことを定めたのである(基本法八条) って、返還後もコモン・ローが適用される 香港特別行政区基本法は、明文の規定をも 事法の分野には及ばなかった。かえって、 た。しかし、それに伴う体制の変更は、民 九七年に、香港が英国から中国に返還され 中国と台湾の契約法現代化に先立つ一九 言うまでもなくそこには、香港を商業・

と予想される。とう想される。といて多照され続けるであろうから、少なとして参照され続けるであろうから、少なとして参照され続けるであろうから、少なとして参照され続けるであろうから、少なる。それでも、英国の判例は事実上、「コ

香港のケースでも、台湾と同様に、国連動産売買条約やユニドロワ商事契約原則の日子では、コモン・いことが注目される。ここでは、コモン・ローこそが参照されるべき法体系であり、ローこそが参照されるべき法体系であり、ローストラクチャーである。そのために、長連あろう。

## ) 「統一法一の意味

アジア諸国の法整備に際して統一法は参 で表面的に答えるならば、「参照される場合もある」と言うべきであろう。実際にも、 で表面的に答えるならば、「参照される場合もある」と言うべきであろう。実際にも、 中国の一九九九年契約法が統一法の強い影響の下で起草されたことは、ヨーロッパで もかなり知られるようになった。しかし、 もかなり知られるようになった。しかし、 もかなり知られるようになった。 というときの意味で ある。中国の契約法の場合には、統一法は きわめて実利的に、一つの立法モデルとし さいう存在自体に価値を置くヨーロッパの 考え方とは、実は全く異質なものなのでは 考え方とは、実は全く異質なものなのでは



法化しているし、 法・小切手法についてのジュネーヴ統一条 たそうした条約を継続的に作っていくため 国の法を統一するための条約が作られ、ま なっていったのである。それは単なる理想 模の市場経済体制が成立した時代であった。 ジア・アフリカの植民地やアメリカ大陸と ヨーロッパの主要国が国民国家として成立 背景には、二つの、やや異なる事情がある。 場合が少なくないという問題である。その 様の意味で、ヨーロッパの法律家は、現実 法)などをもっぱら想定するが、それと同 ツ法、フランス法、 日本では比較法の対象を考える場合にドイ 認識する必要がある。わかりやすく言えば、 がヨーロッパにおいて有する意味を正しく 権に関するベルヌ条約などを批准して国内 の組織も整えられていった。日本も、手形 論ではなく、さまざまな分野で現実に、各 にも摩擦を生む原因になると考えられて、 ていると国際取引をも阻害し、また政治的 そうした背景の下で、国ごとに法が異なっ く法統一運動の実績である。一九世紀末は、 の国家法ではない「統一法」について語る の距離が縮まったことと相俟って、世界規 し、電信・電話や蒸気船の発達によってア 「法の統一」という理想が語られるように このことを考えるためには、「統一法」 ハーグ国際私法会議や法統一運動の頂点 その第一は、一九世紀末以来、連綿と続 工業所有権に関するパリ条約、 国際私法を統一するため 英米法(特にアメリカ

では、日本で考える以上に大きい。では、日本で考える以上に大きいのでは、日本で考える以上に大きいのとして設立されたユニドロワにも早くからとして設立されたユニドロワにも早くからとして設立されたユニドロワにも早くから

として求めたドイツ民法は、ちょうど一九 行った債務法改正であろう。 が固有の法体系を捨て、「統一」された法 進行している。そうした流れの中で、各国 あるが、現在のヨーロッパでは、それらの 通する法的枠組みの確立との二つの側面が 体(いわゆる大西洋からウラルまで) に共 家の共通認識として形成されていく欧州全 EU統合のプロセスとして現実に実現して パ化である。「ヨーロッパ化」といっても 入れる方向で全面的な改正を行ったのであ 方向へと急速に展開し、二〇〇二年の改正 に示した出来事は、二〇〇二年にドイツが るように思われるのである。それを象徴的 は、かなりの現実性を持って広がりつつあ へと歩み寄るべきではないかという考え方 両面が区別されないままに、渾然と事態が いく規範の統合と、いわば観念的に、法律 九〇年代以降、ドイツ的な伝統を否定する 私法の(あるいは法制度全体の)ヨーロッ 第二の背景は、近年急速に進みつつある 独自色を捨ててヨーロッパ化を受け 台湾がモデル

# 二一世紀における契約法の形成

このように、法統一運動と、その成果としての統一法とをアジア諸国(あるいは、より広く途上国)の側から見てみると、その本質に関する問題が浮かび上がるように思われる。それは、表面の普遍的なロジックにもかかわらず、真の意味で「法の統一」を語り得る場は、ヨーロッパにしか存在してこなかったのではないか、という疑問である。裏から言えば、各国の法が統一されることを望ましいと考える観念へのコされることを望ましいと考える観念へのコさットメントは、ヨーロッパ以外の国にはこのように、法統一運動と、その成果としての統一法とを記述していないのではないか。

はなかろうか。 という疑問である。その意味で、整備され 典が、その折々の政策と実利的な取捨選択 うな国際機関は、法統一の作業を漫然と続 るべき「法」とは何かという根本問題もま のみによって編纂されることでよいのか、 ある。それは、契約法のような基本的な法 ジア諸国(途上国)の側にも大きな課題が いま一度反省すべきであろう。他方で、ア ける前に、なぜそれが必要とされるのかを 商取引法委員会(UNCITRAL)のよ と、なお分かちがたく結びついていること た、ある意味でヨーロッパに特有の世界観 た、一度は正面から論ずる必要があるので がわかる。そして、ユニドロワや国連国際 一運動というものは、一九世紀に確立され このような理解が正しいとすれば、法統

(こづか そういちろう/上智大学法学



# ラテンアメリカの私法統 |―米州動産担保モデル法を中心に

## ■はじめに

現在、ラテンアメリカに米国、カナダを加えた米州諸国の私法統一を推進する組織として、米州機構の米州国際私法専門会議 (Conferencia Especializada Interamericana de Derecho Internacional Privado = C I D I P がある。一九七五年に発足したC I D I P はこれまでに六回を重ね、二五の条約・議はこれまでに六回を重ね、二五の条約・議

CIDIPは本来、米州全体の私法統一 目活研究に消極的という、ある種の軽視が 語国が、一般的に私法統一のため必要な外 活格差、南北アメリカの法伝統の違い(大 済格差、南北アメリカの法伝統の違い(大 陸法とコモンロー)、またラテンアメリカ さい、 を目指す。しかし、これまで北アメリカ諸 国法研究に消極的という、ある種の軽視が ある。

éricas)構想など、南北アメリカの経済関別地域(Área de Libre Comercio de las Amしかし、北米自由貿易協定(North

係の密接化が進む一九九〇年代に入ると、 北アメリカ側のCIDIPへの参加が活発 化してきた。また、CIDIPも、二〇〇 二年の第六回会議より国際ルール作成の新 たな手法として、米国を起源とする「モデ ル法」方式を採用し、同会議では、米国と メキシコを中心に策定された「米州動産担 保モデル法」(Ley Modelo Interamericana de Garantías Mobiliarias = LM I G M)が採択 された。

ラテンアメリカないし米州の私法統一と の研究対象となる。LMIGMは格好 の研究対象となる。LMIGMは、非占有 移転型の担保物権を認め、債務者に担保目 的物の利用を許容し、債権者には私的実行 を可能とする担保法制を確立しようとする。 同時に、(電子的)担保登録制度も導入し、 米州全域にわたる一つの金融市場の創設を 目論むものである。しかし、コモンローの 金融実務を反映したLMIGMは、大陸法 は統が大半を占めるラテンアメリカ諸国に 法がて、その法的概念が従来の枠組みに必 おいて、その法的概念が従来の枠組みに必 がしも合致せず、異なる法伝統の調和が議 論になった。

> 進められていた。 進められていた。 進められていた。 がして、コモンローの影響が では、二つの、しかしコモンローの影響が では、二つの、しかしコモンローの影響が あるという点で一致する、担保法制改革が はのられていた。

の金融 り、信用取引上、金融機関への十分な保証 規制)等に代表される国際的金融規制によ ローの受容の要請といった事情から、変化 リカ諸国の積極的な参加、 進のため世界的な統一基準が必要となった。 提供が要求された。かくして、国レベルで てその策定が提案されたが、その議論が始 九○年代以降の経済グローバル化、北アメ ていたCIDIPの私法統一事業は、一九 る銀行の資本健全性規制(いわゆるBIS 方、同時期のバーゼル銀行監督委員会によ 企業の円滑な資金調達が一層重要となる一 の進展により国際競争が激化し、そこでは まった一九九○年代は、経済グローバル化 かくして、ラテンアメリカ地域に偏向し LMIGMは、第五回CIDIPで初め (担保)制度改革、また国際金融促 あるいはコモン

拓

### CIDIPで採択された条約等一覧

2K 1 0 1 L	, I E	(1本)八で41/2本川3寸 見
第1回	1	為替・約束手形およびインボイスにおける法の衝突に関する米州条約
(1975年)	2	小切手における法の衝突に関する米州条約
	3	国際商事仲裁に関する米州条約
	4	司法共助に関する米州条約
	5	外国における証拠の受領に関する米州条約
	6	外国において行使されうる権限についての法制度に関する米州条約
第2回	7	小切手における法の衝突に関する米州条約
(1979年)	8	会社における法の衝突に関する米州条約
	9	国際私法上の私人の住所に関する米州条約
	1 0	保全措置の執行に関する米州条約
	1.1	国際私法の一般規範に関する米州条約
	1 2	外国仲裁判断および裁定の域外効力に関する米州条約
	1 3	外国法に関する証拠および情報に関する米州条約
	1 4	司法共助に関する米州条約についての付属議定書
第3回	1 5	未成年の認知における法の衝突に関する米州条約
(1984年)	1 6	国際法上の法人の人格および能力に関する米州条約
	1 7	外国判決の域外効力に対する国際上の適格に関する米州条約
	1 8	外国における証拠の受領に関する米州条約についての付属議定書
第 4 回	1 9	未成年の国際的返還に関する米州条約
(1989年)	2 0	扶養義務に関する米州条約
	2 1	国際陸上物品運送契約に関する米州条約
第5回	2 2	国際契約の準拠法に関する米州条約
(1994年)	2 3	未成年の国際売買に関する米州条約
第6回	2 4	動産担保に関する米州モデル法
(2002年)	2 5	陸上物品運送を規制する直接譲渡可能な運送証券に関するモデル法

る「専門家委員会」 選任する者が構成す 同機構の管轄組織が 条約等の作成には、 国家間の会合である。

(Reuniones de ex

es)が主として草案 pertos gubernamental 盟国も参加し、 委員会の会合には加 の起草に携わる。同 議論

> 構で採択された条約は六六を数える。 るが、一九七五年から二〇〇一年までのそ 九七四年までに採択された条約は一八であ その三五%に相当する。一九四七年から一 間にCIDIPで採択された条約数二三は れは四八にのぼる。CIDIP創設後の条 におけるその重要性を示している。 約締結件数の大幅な増加は、私法統一事業

役割・手法の変化を含め、ラテンアメリカ 第一に、一九九○年代以降のCIDIPの

これらの点に留意しつつ、本稿は、まず

一九四七年から二〇〇一年までに米州機

諸国の私法統一事業の現状を瞥見し、第二

遡上にのせ考察し、最後に、同諸国の私法

る法伝統の調和」について、LMIGMを に、CIDIPの課題の一つである「異な

統一事業の将来的展望を指し示し、結びと

内の状況に適した形で立法化を図りうるメ ただし、モデル法の起源は米国にあり、こ ロセスへの参加が消極的になりうるとして アメリカ諸国に馴染みがなく、その策定プ リットがある。しかし、この手法はラテン 通り、国内法のモデルを提供し、各国が国 開策として採用された。モデル法は、文字 降の条約採択数の減少傾向を改善する一打 デル法へとシフトした。これは、第三回以 が議論を行う。またCIDIP開催後も、 される点である。CIDIPは四、五年に 項の提案が前回のCIDIPにおいて提出 加盟国間のさらなる理解が必要とされる。 六回から、ルール作成の手法が条約からモ 法分野が主なテーマとなっている。また第 国際法の伝統的分野から離れ、商事・経済 九九〇年代から、国際私法や法の衝突など 適宜に条約等の採用促進を図っている。 度開催され、その間に関係組織・加盟国 CIDIPでは、第五回以降、つまり一

創設された、専門的 州機構発足を端緒に

・技術的事項を扱う

置づけ・特色ならび

①CIDIPの位

CIDIPは、米

CIDIP

異なる法伝統の調和を含め、CIDIPの 目的を達成すべく歓迎されるが、そこでは、 さらに積極的な役割が重要となる。 もいえる。この傾向は、CIDIP本来の

## 参加 ②ラテンアメリカの国際フォーラムへの

を受容している。 やハーグ国際私法会議にも参加し、経済的 社会的に関心の高いテーマに関する条約 ラテンアメリカ諸国は、CIDIPのほ UNCITRAL, UNIDROIT

CIDIPの特色の一つは、その審議事

とりわけ、UNCITRALの一九八〇

諸国が、CIDIPを通じた私法統一事業 Pのそれよりも限定されている。これは同 アルゼンチンやメキシコだけで、CIDI の私法統一に導く可能性を秘めている。 Pと共通点が多い。この意味で、ラテンア 参加を積極的にした。なお、ハーグ国際私 の議論が、同諸国のUNCITRALへの こと、また同時期からの経済グローバル化 ーラ (Jorge Barrera Graf) 博士が参加した Goods)の作成に、メキシコの法学者バレ tion on Contracts for the International Sale of 年「国際物品売買に関する条約」(Conven メリカ諸国の同会議への参加は、欧米全体 調和という課題を持つことから、CIDI 野の私法統一、またコモンローと大陸法の 法会議は、欧州諸国が中心であるが、多分 積極的に受容しているのは、同諸国のうち、 ただし、三つの国際フォーラムの条約を 「自分達の地域である」という強い意

の方式の採用が、同国の参加を促進したと

識で推進する事情に加え、その審議には、 な参加ができる、という制度上の理由によ 全加盟国に発言権・議決権があり、

諸国は少なからずコンプレックスがある、 そこでは、その他の国際フォーラムへの参 事業を推進すべきか、という議論である。 受容すべきか、もしくは米州機構で法統 懸念もある。つまり、国際基準を積極的に 議論されたルールに対し、ラテンアメリカ 加を基調に法統一事業を推進する「CID IP不要論」もある。他方、世界レベルで しかし、私法統一の「事業の二重化」の

印象も受ける。そのようななかCIDIP 条約に対する、欧州諸国側の軽視のような 扱われる条約のテーマにもよろうが、米州 動は、域内にとらわれない国際的統一基準 は、適宜に諸国際機関の関係者を招待し、 が、これまで、欧州諸国ではスペインが一 の確立に導く可能性があろう。 **積極的な情報交流に努めている。かかる活** つの米州条約を批准しているだけである。 なお、米州条約は世界各国が批准できる

## 動産担保モデル法

# ①CEAL提言と動産担保制度改革

保法制改革を急務とさせた。 際的金融規制は、ラテンアメリカ諸国に担 前述したように、経済グローバル化と国

同諸国に対し、当初、「法制度経済分析

制度(とりわけ米国統一商法典第九編= すると共に、カナダおよび米国の動産担保 アメリカ十数カ国の担保法制の調査を実施 どと協力し、諸政策の法的・経済的分析を は、米州開発銀行、世銀ならびにIMFな Law =CEAL)が働きかけた。 CEAL 研究所」(Center for the Economic Analysis of 担保法の起草にも携わった。 CC-9)の活用を提言し、個別的に動産 Uniform Commercial Code-Article 9.以下、U 行うNPOであり、一九九○年代にラテン

強く反映するため、大陸法と調整を図るべ

く、メキシコがLMIGM作成に参加する

CIDIPを通じた「動産担保モデル法 った。これは、CEALの活動と並行して 案を法律化したラテンアメリカ諸国はなか 年までの報告では、起草された動産担保法 どまった印象がある。CEALの二〇〇I あって、異なる法伝統への配慮は形式にと あったと考えられる。 の策定作業が行われていた、という事情も からの担保法制改革による資金調達促進で しかし、その一義的目標は、政策的観点

# ②LMIGMの起草過程・承認・採用の

同法策定の調整役(Relator)となった。 担当国は米国とメキシコで、ウルグアイが 構内でLMIGM策定の動きが始まった。 CEALの働きかけと同時期に、米州機

Trade = NLCIFT) により作成済みで (National Law Center for Inter-American Free 、ゾナ州にある「米州貿易法律研究所 LMIGM策定作業は、当初、米国・ア

③ LM H G M の 特 色

する、一九九二年設立のNPOである。 経済・貿易振興のための法制度整備を推進 された。NLCIFTは、アメリカ大陸の あったモデル法案(アリゾナ案)が基盤と アリゾナ案は、必然的にUCC-9を

ことになった。 二〇〇〇年二月に第一回専門家委員会が

でに新たなモデル法案を作成し、米州機構 同報告書をもとに議論を行い、若干の点に シコは、合同報告書「LMIGM案および 年一一月の第二回会合に先立ち米国・メキ 開催され、米国・メキシコをはじめ十数カ め、米国・メキシコは、二〇〇一年九月ま つきモデル法を修正すべき指摘があったた 表した。第二回会合には一五カ国が参加し、 コンメンタール」を作成し、加盟国間へ公 てメキシコも独自の起草案を提出した。同 国が出席した。米国はアリゾナ案を、そし に提出した。

案が承認されている。その趣旨は、LMI しかし、その意図はLMIGMと一致する。 GMの「代替的な」規範の創設であるが、 五年三月には、ペルーの国会で動産担保法 採用の動きはまだ明確ではないが、二〇〇 れた。採択から間もないため、LMIGM 認され、その採用のため加盟国間へ照会さ 修正が施されたLMIGMが全会一致で承 二〇〇二年二月の第六回CIDIPでは



という懸念からである。 連帯保証人に対する不明瞭な債務範囲)、 悪意的な実務を助長しかねない(たとえば る」という原則に配慮した結果であり、さ 上の「被担保債権の詳細な内容記載を要す れた(同第四条第三号)。これは、大陸法 保債権について「極度額」の設定が明定さ 色を端的に示せば、米国モデルの影響が強 調和という法的観点からの配慮もなされた。 済効率の観点から扱われてきた傾向が強い。 その議論が始まったときの状況からも、 らに極度額の未設定は、追加融資がある際 コモンローと同様、広範な扱いであるが い。ただしこれはUCC-9の模倣ではな しかし、CIDIPでは、異なる法伝統の (LMIGM第二条および第三条)、被担 ラテンアメリカ諸国の担保法制改革は、 つまり、担保目的物の範囲等については、 LMIGMは全七三条からなり、その特 大陸法との調和が図られた内容である。

なお、大半のラテンアメリカ諸国が人権 保障の観点から自力救済を違憲とするが、 LMIGMは、UCC-9と同様、私的 実行制度を規定する。しかし、UCC-9 が占有回復につき債務者への通知を要求しない反面、LMIGMはそれを要求するなど(同第五四条および第五五条)、債務者に配慮した規定も設けられ、同様に、債権に配慮した規定も設けられ、同様に、債権に配慮した規定も設けられ、同様に、債権に配慮した規定も設けられ、同様に、債権を利益用に対する債務者保護(同第六人条)の仲裁制度も明定された(同第六八条)の中裁制度も明定された(同第六八条)の中裁制度も明定された(同第六八条)の中裁制度も明定された(同第六八条)の中裁制度も明定された(同第六八条)の中裁制度も明定された(同第六八条)の中裁制度も明定された(同第六八条)の中裁制度も明定された(同第六八条)の中裁制度も明定を対している。

LMIGMは、二〇〇年から米州諸国間の有意義な議論をもって策定され、CEに作業が行われた。かかる成果は、その他に作業が行われた。かかる成果は、その他の国際機関での議論にも資する部分があろう。

## おわりに

CIDIPの私法統一事業において、これまで北アメリカ諸国の参加は僅かで、それまで北アメリカ諸国の参加は僅かで、それまで北アメリカ諸国の参加も積極的になりつつある。よりカ諸国の参加も積極的になりつつある。これは、南北アメリカの経済関係の密接化、これは、南北アメリカの経済関係の密接化、これは、南北アメリカの経済関係の密接化、これは、南北アメリカ諸国の参加は産的になりつつある。これは、南北アメリカ諸国の参加は産が、モデル法を通じた内容の類似する立法化を図り、私法統一事業を推進せしめる試みとして、評価に値しよう。

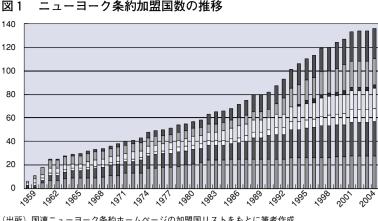
担保法制改革のテーマでもあった。 世保法制改革のテーマでもあった。 担保法制改革のテーマでもあった。 担保法制改革のテーマでもあった。 担保法制改革のテーマでもあった。 担保法制改革のテーマでもあった。

の活動は、米国モデルの「強要」といった諸国の担保法制改革に携わった。ただしそそのなかでCEALは、個別的な形で同

り、米国からすれば、これは汎米主義の促 それをラテンアメリカ側が受容する形とな みとその役割を評価した。 うる。米国も、CIDIPを通じた取り組 法統一事業に重きをおく姿勢を示したと見 それゆえ同諸国が、CIDIPを通じた私 が大半を占めるラテンアメリカ諸国に、そ されうるなか、CIDIPは、大陸法伝統 ともすれば米国主導の私法統一事業が推進 進ともなる。しかし、かかる思想の延長上 おいて、異なる法伝統の調整が図られた。 述したように、CIDIPを通じた議論に ンローの担保法制を反映する。しかし、前 化した国はなかった。LMIGMも、コモ Pまでの間、 印象もあり、そのためか、第六回CIDI の意見を能動的に表明できる機会を保障し、 内容としては米国モデルの影響が強く、 同諸国で動産担保制度を法律

性があろう。 世界レベルの私法統一事業にも資する可能 世界レベルの私法統一事業にも資する可能 世界レベルの私法統一事業にも資する可能 世界レベルの私法統一事業にも資する可能 では、CIDIPの役 をも増えよう。そこでは、CIDIPの役 をも増えよう。そこでは、CIDIPの役 をも増えよう。そこでは、CIDIPの役 をも増えよう。そこでは、CIDIPの役 をも増えよう。そこでは、CIDIPの役 をも増えよう。そこでは、CIDIPの役 をも増えよう。そこでは、CIDIPの役 をも増えまう。そこでは、CIDIPの役 をも増えまう。そこでは、CIDIPの役 をも増えまう。そこでは、CIDIPの役 をも増えまう。そこでは、CIDIPの役 をも増えまう。そこでは、CIDIPの役 をも増えまう。そこでは、CIDIPの役 をもり、またそのプロセス

所(INESER)客員教授) (Universidad de Guadalajara)・経済地域研究 (ジングングラハラ大学)



中南米

■ 先進国

中央アジア

冷戦が終了した一九九〇年代初

# 法制改革とアジア

条約(一九五八年発効)について 国外で行われた仲裁判断を国家間 数は、一九八〇年代は一二カ国に ねる条約(一九六六年発効)につ =ICSID) における仲裁に委 for Settlement of Investment Disputes 際センター (International Center 第三者機関である投資紛争解決国 間での投資から生じる法的紛争を 数は八○カ国であったが、二○○ は、一九八九年末における加盟国 で相互に承認しあうニューヨーク する動きが目立つ。たとえば、 法を改正したり新たに制定したり 際条約に加盟したり、国内の仲裁 進められている。仲裁に関する国 革の一環として、仲裁法制改革が 頭から、多くの開発途上国にお 五年末現在では一三七カ国にのぼ て、市場経済化に伴う経済法制改 (図1)。また国家と他国民の 開発途上国の新規加盟国 白

> 集中している。 に準拠した仲裁法の改正や制定は、アジア Commercial Arbitration.以下「モデル法」 Commission on International Trade Law  $= \Box Z$ は一四二カ国を数える(図2)。一九九○ 八カ国あり、二〇〇五年末現在の加盟国数 諸国においてだけでも一九九○年代以降に ルとして作成された国際商事仲裁模範法 CITRAL)によって仲裁法の世界モデ 合国際商取引委員会(The United Nations 加盟が目立つ。さらに一九八五年に国際連 よび市場経済を導入するアジア諸国の新規 東欧諸国、旧ソ連崩壊による新興独立国お 年代を見ると、いずれの条約においても、 (UNCITRAL Model Law on Internationa

経済学の理論が引用され、 られる。開発援助の実務において、 化したことと密接に結びついていると考え おいて法の支配という概念が強調されるよ 法制改革は、一九九○年代以降開発援助に 因とするのであろうか。これら一連の仲裁 仲裁法制改革へのコミットメントは何を要 一九九〇年以降に見られる開発途上国の それに基づく法整備支援が活発 市場経済化する 制度派

とどまるが、

一九九〇年代には三

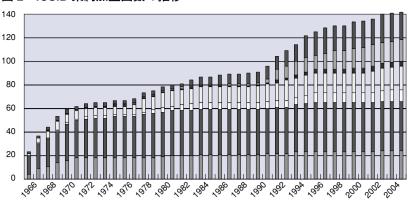
内外からの民間投資を促進するために安定 処理を行う司法制度なかんずく仲裁法制度 の台頭が、各国の経済法制に、そして紛争 法制度の改革が不可欠であるというテーゼ 必要であると強調された。市場経済化には 開発途上国につくりそれを強化することが 先進国で実施されているタイプの法制度を 性と予測可能性が求められ、そのためには 開発途上国の法制度および司法制度は、 に強い影響をもたらしたのである。

## グローバル経済に求められる予 測可能な紛争処理制度

当事者の最大の関心は、どこの国でどこの る手続が開始される。しかしその裁判所は 用されて紛争が解決されるのかにある。も 国の定める手続に則ってどこの国の法が適 商取引においてひとたび紛争が起こると、 されるのはなぜであろうか。国境を越えた ない。その紛争解決方法として仲裁が選好 し一方の当事者によって訴訟がおこされれ 活発化に伴い、法的紛争の増加は避けられ 現代のグローバル経済における商取引の 相手方当事者の否応なしに裁判所によ

山田美和

### ICSID 条約加盟国数の推移



ずれの手続によっていずれの法が適用され 則が存在しないので、いずれの裁判所でい るかは定かではない。このような予測不可 断などが挙げられる。 門的知識を有する仲裁人による判 と比較すると仲裁の特色は、手続 仲裁が選択されるのである。訴訟 の簡便性、迅速性、非公開性や専 三者に解決を委ねその判断に従う には予め合意した方法に従って第 当事者間で一定の紛争発生の場合 なりうる。これを避けるために、 能性は円滑な商取引活動の妨げと

中南米

中央アジア

アフリカ

先進国

アジア・太平洋

## 仲裁をめぐる先進国VS 途上国の歴史

代には、 解決方法として発展した。 われるが、東西貿易さらに開発途 かざすことはできなかったため、 ギーゆえに法の支配を正面にふり ばソ連が共産圏を統率していた時 上国との投資紛争に関し、 の紛争解決から発展してきたとい における商人間の私的自治として れている仲裁は、中世ヨーロッパ 現在国際商事取引において行わ その共産主義的イデオロ たとえ 有効な

> 考え方を背景としたものであるといわれて って抵抗感があるが、仲裁であれば敗訴し とするものであった。国家と外国私企業間 営企業間の紛争を仲裁によって解決しよう すなわち西側諸国の私企業と東側諸国の国 めての国際条約は、東西貿易に関する紛争 また仲裁法に関するヨーロッパにおける初 どとの紛争解決機関を仲裁と称していた。 国営企業間または貿易公社と外国の商社な ても国家としての権威は損なわれないとの 定国の裁判管轄権に服することは国家にと の投資紛争を仲裁によって解決するために 九六五年に設立されたICSIDも、特

和の歴史は、 るようになっていった。 法制度を整えることが国際社会から望まれ 現実に直面する。従って、開発途上国にお の裁判所によらなければ実現しないという やはりその執行においては、いずれかの国 の司法制度の適用を回避するための仲裁も る立場を出発点とする。しかし開発途上国 れてきた。すなわち、仲裁法制の国際的調 を回避するための便法として仲裁が利用さ う一方の当事者である外国人投資家の開発 投資家が投資先である途上国における訴訟 途上国の司法制度に対する不信感がある。 おいて仲裁が利用されてきた理由には、も 企業を一方の当事者とする国際商事取引に ても仲裁判断の承認および執行に関する さらに、開発途上国国家またはその国営 先進国と開発途上国の対立す

## ●仲裁法制に関する国際ルールの はじまり

行地か。国境を越えた商取引紛争に関して る国か。営業所所在地か。はたまた契約履

国際裁判管轄権について統一された規

いずれの国の裁判所か。当事者の国籍のあ

まった。 は、外国仲裁判断の承認および執行から始 って、仲裁法制に関する国家間の法の統一 場合に、各国共通の基準が求められる。従 自国でなされた仲裁判断を他国で執行する ことが必要となる。そこで、他国でなされ 仲裁が行われたとしても、 た仲裁判断を自国で執行する場合、そして べき国の法律によって執行力が与えられる 体には執行力がないので、執行がなされる 当事者間の合意に基づいて第三者による 仲裁判断それ自

仲裁判断の承認および執行の要件や手続を 仲裁の執行に関する条約」)である。この して一九二七年のジュネーヴ条約(「外国 ヴ議定書 れた多数国間条約が一九二三年のジュネー が中心となって、仲裁に関して初めて結ば 難となった。国際連盟(一九一九年設立) れぞれの仲裁法制だけで解決することは困 たため国際間の商事紛争が多発し、各国そ ロッパの経済復興によって貿易量が増大し は発達していたが、第一次世界大戦後ヨー ことを約束したものであった。さらに外国 および国際商業会議所(一九二〇年設立) 工会議所や実業団体を中心とする仲裁制度 二〇世紀初頭の西欧諸国においては、 締約国相互間において仲裁判断を (「仲裁条項に関する議定書」)そ 外国仲裁判断に執行力を与える

**長1 モデル法に基づく仲裁法が制定されたアジア諸国(制定年)** 

	THE THE THE THE TENT OF THE TE
1980 年代	香港(1989)
1990 年代	シンガポール(1994)、スリランカ(1995)、インド(1996)、韓国(1999)
2000 年~	バングラデシュ(2001)、タイ(2002)、日本(2004)、フィリピン(2005)

(出所) 筆者作成。

なみに二〇〇五年六月ハーグ国際会議にお ることになり、不特定多数の国家との間に 所の管轄権すなわち国家の公権力にかかわ ことであれば、外国の裁判所と自国の裁判 判決の効力を自国内で認めるか否かという る。もし仲裁判断ではなく外国の裁判所の 者間の自由な合意から生じるものなので、 国を得た理由は、承認する仲裁判断は当事 択された。この条約が画期的に多くの締結 る条約」、いわゆるニューヨーク条約が採 連合「外国仲裁判断の承認及び執行に関す で広く受け入れられているといえる。 は、統一されたルールが国際条約という形 かり、外国仲裁の承認および判断について 執行に関する国際条約が作成されたが、執 条約を締結することは現実的ではない。(ち 国家主権の対立が先鋭でないからといわれ 筆時現在締結国はなく発効のめどはたって いて国際裁判管轄および外国判決の承認と いない。)ニューヨーク条約の加盟国数は 九八〇年代後半からその伸びに拍車がか

# 法でい法に影響される各国仲裁

ことが必要である。各国の法制度のなかでをもつためには公権力によって認められる意によって選ばれた第三者の判断による紛意によって選ばれた第三者の判断による紛では各国の仲裁法はどのような動きを見

司法政策によって異なっている。
るものが仲裁法であり、その内容は各国の仲裁が適法で有効であるための条件を定め

明確化したものとして、一九五八年に国際

以上、仲裁法の完全な統一は難しいのであ くの国で採用されている。仲裁法は、各国 法を詳細に見ると各国の司法政策が反映さ であり、それを採用したという各国の仲裁 られる。しかし、これはあくまでモデル法 より、自国の法制度の現代化を投資誘致の 的に周知されたモデル法を採用することに 制定されたとUNCITRALに承認され 式をとったからといえる。条約というリジ る。モデル法が多くの国で採用された理由 れることが望ましい規定を示したものであ るが、モデル法は各国の仲裁法に盛り込ま り、各国の司法制度の統一が不可能である の司法制度と不可分にむすびつくものであ 採択されたモデル法は、一九九○年以降多 勧める」という国連総会の決議文を付して の国がモデル法に正当な考慮を払うことを 事仲裁の実務からの要請に鑑みて、すべて する法の統一が望まれることおよび国際商 めての世界的立法である。「仲裁手続に関 ために内外にアピールしようとしたと考え たと推察される。特に開発途上国は、 ることが、モデル法を採用する誘因となっ 余地があり、モデル法に基づいて仲裁法が ッドなものではなく、各国に独自の裁量の は、それが条約ではなくモデル法という形 れたモデル法は、仲裁法の全般にわたる初 一九八五年にUNCITRALで作成さ

れているのを見て取れる。

# 革の動きでいる仲裁法制改

アジア諸国の仲裁法の改正状況を概観すると、一九八九年に香港で国際仲裁に関しると、一九八九年に香港で国際仲裁に関してモデル法が採用されたのをはじめとして、 武では二〇〇五年にフィリピンで国際仲 裁にモデル法が適用される旨の規定を含ん だADR法が制定された(表1)。UNC だADR法が制定された(表1)。UNC ボインドネ シアで、二〇〇三年にベトナムでそれぞれ 仲裁法が改正された。

を全面的に踏襲してきた両国にとって、こ が行われた。これまで英国の伝統と考え方 裁についてモデル法に基づく仲裁法の改正 シンガポールでは一九九四年に国際商事仲 の制定を待たずして、香港では一九八九年、 九九六年に新法が制定された。ところがそ もので、その後も英国仲裁法の改正に倣っ ずれも一九五○年英国仲裁法を取り入れた 香港およびシンガポールの旧仲裁法は、い 民地であった地域や国においてモデル法に てきた伝統があり、裁判所は後見的に介入 れは大きな転換といえるであろう。英国で ら新たな仲裁法の制定作業が始められ、一 てきた。英国において一九八○年代末頃か 基づく仲裁法の改正が行われたことである。 これらの中で注目されるのは、旧英領植 仲裁制度は裁判制度の中に組み込まれ



判所の介入を遠ざけることを背景にできた判所の介入を遠ざけることを背景にできた合を除き介入してはならないという規定をおいており、裁判所の役割は明示的に限定されている。これまで英国法に倣った仲裁されている。これまで英国法に倣った仲裁法を有していた両国は、現代の国際取引活法を有していた両国は、現代の国際取引活法を有していた両国は、現代の国際取引活法を有していた両国は、現代の国際取引活法を有していた両国は、現代の国際取引活法を活力に応えるために、世界的に周知の元ーズに応えるために、世界的に周知の元十分に応えるために、世界的に関いる。翻って、現地の裁する役割を担っている。翻って、現地の裁する役割を担っている。

れた。古い英国仲裁法を維持している国は 基準による紛争解決制度の確立が急がれ、 にさらなる時間と出費を強いるものであっ に裁判所自体の非効率により、紛争当事者 判所で費やされる時間は膨大となり、さら 手続は、裁判所が介入する場面が多く、裁 なっていたからである。同法に基づく仲裁 裁法が古くなり、時代の要請に合致しなく がおかれた。立法の背景は、一九四○年仲 が、一九九六年法によって、旧法は廃止さ れた一九四〇年仲裁法が長く存在していた インドでは、英国からの独立以前に制定さ アジアでは、マレーシアとミャンマーが残 経済改革の一環として仲裁法制改革が行わ 国際投資急増により、その対応として国際 た。国内からのニーズに加え、インドへの れ、モデル法に基づいた仲裁に関する規定 インドにおいても同様のことがいえよう。

# 東アジア経済統合をみすえて

現在東アジアにおいて、域内におけるモノおよびサービス貿易さらに投資の自由化合の動きが盛んである。自由化され活発化合の動きが盛んである。自由化され活発化する域内商取引に伴い法的紛争の増加も免れない。経済統合の法的枠組みに実効的なれない。経済統合の法的枠組みに実効的な和ない。経済統合の成否を左右するであろう。まず、経済統合の成否を左右するであろう。まず、経済統合の成否を左右するであろう。まず、経済統合の成否を左右するであろう。まず、お金業間の紛争については、各国において仲裁法ならびに外国の仲裁判断を承認および執行できる法体制が整っているかが、貿易および投資の活性化に影響する。前述のとおり、アジア各国では仲裁法制改革が進行しているといえるが、その適正な執行が利待される。

そして、経済統合された地域内の国家間 を法的に処理する制度が必要となる。 WTO紛争処理パネルに相当するものである。東アジア経済統合の一翼となるASE ANにおいては、加盟国間の様々な経済協定から生じる紛争に関する包括的な処理制度として、二〇〇四年の「強化された紛争度として、二〇〇四年の「強化された紛争度として、二〇〇四年の「強化された紛争方法がある。これは一大大年の紛争解決メカニズムに関する議定書に代わるもので、手続の明確化および、大人の変化を示すものである。紛争は、紛争ないの変化を示すものである。紛争は、紛争ないの変化を示すものである。紛争は、紛争は、紛争を法的に処理する制度が必要となる。

> 争毎に設置されるパネルの報告を高級経済 事務レベル会議(Senior Economic Officials Meeting)が採択することにより解決され る。採択の決定は、旧議定書では単純多数 る。採択の決定は、旧議定書では単純多数 るに対でなければ採択される。専門家から 構成されるパネルの報告を重視するように なったといえる。ムシャワラー(協議)の なったといわれたASEANにおいて法制 化の深化の一端が見られるといえよう。東 アジア全体で国家間の紛争解決メカニズム をどのように構築できるかは大きな課題と なるであろう。

さらには、国家と私企業の間の紛争処理についても一本化した制度があることが望ましい。たとえば日越投資協定では、米越 通商協定と同様に、ICSIDにおける仲 裁による解決が選択肢として規定されてい る。しかし、先進国からの投資家対投資受 人国である開発途上国という構図で設立されたICSIDを利用するのではなく、東 アジア地域内における独自の仲裁機関の設 立も検討されてもいいのではないだろうか。 東アジア経済統合の今後の議論において、 教争処理がひとつの要となり、そこでは実 効性をもった仲裁制度の構築が鍵となるこ とは間違いない。

研究センター) (やまだ みわ/アジア経済研究所開発



# ーバル化とアジアの環境法

## ●グローバル化と環境問題

迎えつつある。 も、国際化ないしグローバル化する傾向を の負の影響を予防する手段としての環境法 まうことになる。このようなグローバル化 させ、自国の環境破壊を招来させるだけで てしまう場合には、非持続的な開発を蔓延 利用と開発を活発化させる好機を与えた。 経済活動のグローバル化は、途上国に資源 問題発生として認識されるようになった。 輸出、地球環境問題といったグローバルな えられてきた公害問題は、越境公害、公害 ている。これまで国内で概して局地的と考 たことのない大規模な物質循環をもたらし の生産と消費という人類がこれまで経験し なく、地球全体の環境負荷も増大させてし しかし、これが自らの環境管理能力を超え 国際社会のグローバル化は、地球規模で

条約、残りが地域条約である。しかし、環超えるとされており、その約四割が多国間題に関する国際条約の数はおよそ五〇〇を確保、有害物質の越境化などの地球環境問温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の

来したことを理解することができる。 来したことを理解することができる。 来したことを理解することができる。 来したことを理解することができる。

対は、国内で批准締結されることにより、環境問題は地理的、空間的、時間的に拡張境間ので放発展である。の生成発展であり、これが各国の環境法に関連法は、国内環境法と国際環境法の国際環境法は、国内環境法と国際環境法の国際を迎えつつあるといえよう。環境法の国際保済法は、国内環境法と国際環境法の間ではの経路としていくつかある。このため、場所としていくつかある。第一は、国際条約の制定に代表される国際環境法の間では、国内で批准締結されることにより、大する傾向にある。のみならず、予知できな環境問題は地理的、空間的、時間的に拡張境間題は地理的、空間的、時間的に拡張境間類は地理的、空間的、時間的に拡張境間

国に普及し、その後大半の途上国の国内法 国内の環境法も国際化し、発展する。また の合意形成を行うといった新しい形態も啓 任意の二国間が環境協力も含めて経済活動 これ以外にも、最近のFTA締結のように 法が自生的に発展する場合である。さらに 的なまとまりを背景に、地域レベルの環境 ナルな環境協力の発展であり、 アセスメントを制度として導入している。 た環境アセスメントが後に国際機関や先進 らの流れがある。一九六九年にアメリカの れが他国との条約取り決めや国際社会の条 第二は、国内法として環境法が生成し、こ 内の環境法に浸透し、大きな影響を与える。 の原則」、「予防原則」などの環境原則が国 認された「持続可能な開発」、「汚染者負担 仮に批准されない場合でも、国際社会で確 第三は、ここで注目したいサブ・リージョ にあたる。既に一○○カ国以上の国が環境 の発展に多大な寄与を及ぼした点が、これ 国家環境政策基本法(NEPA)が採用し 約発展に影響を与えるといったいわば内か 一定の地理

これらの環境法発展の特徴として、条約

場しつつある。

化才进行

### 主な環境条約への途上国の加盟状況

我 「 工な級先来が 、			_	
主な国際環境条約	調印年	発効年	締約国の数(2006年7月現在)	非 OECD 諸国の加盟数
気候変動枠組条約	1992 年	1994 年	197 カ国十 EC	167 カ国
京都議定書	1997 年	2005 年	156 カ国十 EC(2006 年 1 月現在)	128カ国 (ただし、OECD28カ国)
オゾン層保護ウイーン条約	1988 年	1988 年	189 カ国十 EC	159 カ国
モントリオール議定書	1987 年	1989 年	188 カ国十 EC	153 カ国
バーゼル条約	1989 年	1992 年	167 カ国十 EC	137 カ国
生物多様性条約	1992 年	1993 年	187カ国十EC(2005年10月現在)	157 カ国
砂漠化対処条約	1994 年	1996 年	190 カ国十 EC	160 カ国
ワシントン条約	1973 年	1975 年	169 カ国	139 カ国
ラムサール条約	1971 年	1975 年	152 カ国	122 カ国
世界遺産条約	1972 年	1975 年	182 カ国	152 カ国

(出所) 国際機関等が公表するホームページから集計。

があることも否定できない。

また多国間条約と地域条約間に整

合性がとれていないといった批判

つである。しかし、一般的な問題

点として、条約間に内容の重複、

抜け落ちがあったりとか

これも最近の環境条約の特徴の一 めの制定方式も考案されている。 させ、条約が成立しやすくなるた

といえよう。

ったような一般原則の採択を優先

ように、「枠組み条約方式」とい

気候変動枠組み条約に代表される

## 境協力と法・レジーム アジアにおける地域環

ョナルな環境協力は、 アジア地域におけるサブリージ 加盟国にお

> ける国内の環境問題の解決に寄与するだけ けでは、当該地域の環境協力のあり方や密 要である。地域の環境条約の制定の有無だ 力をソフト・ロー分野が支援することが重 力の唯一の目的ではないことは明らかであ ルの高い地域条約の制定達成だけが環境協 フト・ロー分野としてみたとおり、ハード みの整備などが含まれる。しかし、既にソ 地球環境問題への地域レベルからの環境協 置、越境汚染の予防や被害発生時の通告義 境協力の一般的な内容には、 解決にも、重要な役割を果たしている。環 でなく、地域及び地球レベルの環境問題の 度を判断できないといえよう。 て最も必要とされる非法律的な事実上の協 る。むしろ環境問題の実質的な解決にとっ 力、環境協力を実施するための制度的枠組 務や紛争解決の方法に関する事前取り決め 情報分野での協力支援の方法、事務局の設 問題解決に係わる技術、財政、 共通の解決日

といった独自の必要性において、

形成されることもある。さらに、

協力を支援する目的から利用され を必要としない国家間の事実上の もあれば、必ずしも法的な拘束力 滑化させる目的で形成される場合

る場合もある。また、宣言や憲章

束力の弱いソフト・ローが大量に蓄積され でなく、宣言文書や行動計画などの法的拘

てきた点を指摘すべきであろう。これらの

締結といったハード・ローの形成分野だけ

ことが困難な場合に、これを回避ないし円

ソフト・ローは、

ハード・ローを形成する

EP) があり、さらに形成過程にある中央 象にしたスプレップ・プログラム(SPR 南アジア地域を対象にしたサセップ・プロ ログラムとして、ASEAN地域を対象に 北東アジア地域に関するニアスペック・プ アジア地域での環境協力(CAREC)と したアソエン・プログラム (ASOEN) グラム(SACEP)、南太平洋地域を対 グラム (NEASPEC) 例えば、アジア地域の代表的な地域別プ 対象別に見た場合には、 がある。さら 日本が支援し

> 峡の海洋油濁汚染防止プログラム、 域の環境問題の特性や環境以外の諸条件に が連携して協力できる体制にはまだ到達し 容が各地域で様々であり、アジア地域全体 の内容を比較することにしたい。 境協力プログラムをいくつか取り上げ、そ アジア地域酸性雨モニタリングネットワー 川であるメコン川流域の環境管理に対する 合わせて、地域別に発展してきているもの ていない点がある。各プログラムは、各地 かなこととして、環境協力の内容や達成内 EAN諸国での地域環境協力などがある。 ADBによる環境協力、酸性雨に関する東 てきたオスパーと呼ばれるマラッカ国際海 これらのアジア地域の環境協力から明ら 表2では、アジアで代表的な地域別の環 (EANET)、森林火災に関するAS

きがあったが、シンガポールとマレーシア ture and Natural Resources)を成立させる動 協定(Agreement on the Conservation of Na の反対を受け、 結はASEANにとって時期尚早であると という環境管理のための包括的な地域環境 では、一九八五年に自然及び天然資源協定 境プログラム(ASEP)であり、その構 から法的な拘束力のある地域環境条約の締 成国はASEAN諸国である。ASEAN したい。アソエンの前身はASEANの環 容易でないことを、アソエンの例から紹介 そこで、地域環境条約の成立が必ずしも 実現しなかった。これも、

表 2 アジア地域における主な地域環境プログラム

地域環境プログラム	対象国・設置年・組織	プログラムの特徴	地域環境条約の制定状況	地域協力のための主な取り決め
アソエン(アセアン 環境上級官僚会合、 ASOEN)	アセアン 10 カ国、1987 年、アセアン事務局(ジャカルタ)、アセアン越 境へーズ防止管理調整センター	アセアンの政治的、経済的な発展と共に発展、前身時代にも長期的環境プログラム(ASEPI~III)の実施と、アソエン環境戦略行動計画(1994年~)の実施	アセアン越境へーズ汚染 協定(2002 年)、自然及 び天然資源の保全協定 (1985 年)	アセアン遺産公園宣言(2003 年)、持続可能な開発ヤンゴン宣言(2003 年)、環境と開発ジャカルタ宣言(1997 年)、持続可能な開発バンダール・スリ・ブガワン決定(1994 年)、環境と開発シンガポール決定(1992 年)、環境と開発クアラルンプール宣言(1990 年)、持続可能な開発ジャカルタ宣言(1987 年)、アセアン環境バンコク宣言(1981 年)、ヘーズ地域行動計画(1997 年)、アセアン地域生物多様性保全センター(1999 年)
南アジア環境協力プログラム(SACEP)	南アジアの8カ国、1982年、コロンボ事務局	組織制度強化、能力開発、生物多様性の保全と 持続的な利用、環境情報 と環境評価、教育と意識 向上、南アジア海洋プロ グラム	<b>無</b>	南アジア大気汚染と越境被害の規制防止に関するマレ宣言(1998年)、南アジア環境協力プログラム・コロンボ宣言(1981年)、南アジア海洋行動計画(1995年)、南アジア教育訓練行動計画(2003~2007年)、南アジア地域石油流出監視プラン(2003年)、南アジア環境天然資源情報センター(1990年)、南アジア生物多様性クリアリングハウス・メカニズム
南太平洋地域環境プログラム(SPREP)	ジーランドなどの 4 カ国	各国の環境管理戦力の開発、環境関連法の整備、 能力開発、漁業資源の保全と持続可能な利用 (1979年に漁業フォーラムを設置)	南太平洋の環境・天然資源保護協定	島嶼国の持続可能な開発バルバドス行動計画、南太平洋環境協力戦略プログラム (2004 ~ 2013 年)、南太平洋行動計画 (2005 ~ 2009 年)
中央アジア地域経済 協力(CAREC)	無	カスピ海環境計画 (CEP)では沿岸国の水 管理に関する協調行動の 枠組み設置	無	カスピ海環境計画(1995 年)、地域協力戦略 プログラム(2005 ~ 2007 年)、科学情報セ ンターの設置(SIC)
北東アジア地域環境 プログラム(NEAS- PEC)	北東アジア 6 カ国、1993 年、事務局無	国境を越えた協力や地球 環境問題の解決に向け て、地域協力体制を作る ための環境協力高級事務 レベル会合の毎年開催 で、意見情報の交換、北 東アジアでの能力開発と 環境モニタリング	無	大気汚染対策のためのトレーニングやデータ 収集、大型哺乳類や渡り鳥の保全計画支援

(出所)関連機関のホームページなどから作成。

うことができよう。

方向を目指しかつ補完関係にあるものといしろ環境問題の解決という点では、共通の

半からASEANのホームページ欄でよう 程済活動以外では、犯罪人の引き渡しに関 は麻薬取り締まりといった限定的な内容に は麻薬取り締まりといった限定的な内容に はない。しかし、一九九〇年代後

り入れようとする積極的試みをみることが 境法における一般法原則を地域レベルに取 域条約であるものの、内容から見ると必ず Pollution)が締結批准された。これは、地 展する可能性があった。これを機に、二〇 を与え、さらに国際的な賠償紛争にまで発 際条約と必ずしも対立するものでなく、 できる。このヘーズに関する地域条約は国 この協定には、地域レベルでまだ成熟して 互に強化したものとして理解可能である。 関係あるいはヘーズの監視や情報提供を相 でなく、むしろ環境分野での関係国の協力 約として越境ヘーズに関する地域環境協定 のシンガポールとマレーシアに甚大な被害 火災による煙霧(ヘーズ)の発生は、近隣 いない越境汚染の解決方法として、国際環 しも法的義務を当事国に課することが趣旨 ○二年にASEANで初めての地域環境条 しかし、一九九七年のインドネシアの森林 (ASEAN Agreement on Trans-boundary Haze

センサス方式に基づいていたためであった。

ASEAN自体の結びつきが緩やかなコン



# 必要性とその法的課題

必要があるであろう。

れて、この地域の環境条約の制定を考えるた。ASEAN自体の性格変化も考慮に入

議論や意見交換も行われるようになってき

やく法律協力が登場し、法律協力に関する

を実施してきた。 日本は、二国間の技術協力としても、ロシ プログラム(NEASPEC)などである。 と環境モニタリングを実施するための環境 り鳥保全戦略、北大西洋地域海行動計画 C)、東アジア酸性モニタリングネットワ するための環日本海環境協力会議(NEA 北東アジアでの情報交換や政策対話を実施 がいくつか実施されてきている。例えば、 けにより、この地域を含む環境プログラム る。これまでも日本政府の積極的な働きか かもしれないという危惧感が高まりつつあ が将来の地球環境に致命的な影響を与える の環境負荷が急速に増大しつつあり、これ な活発化と規模拡大に伴い、アジア地域で ア、韓国、中国などと既に個別に環境協力 ーク (EANET)、アジア太平洋地域渡 アジア太平洋環境会議(ECO ASIA)、 (NOWPAP)、北東アジアの能力開発 北東アジア地域における経済活動の急凍

戦構造が続いた北東アジア地域での環境レ力の発展は、様々な制約を受けている。冷しかしながら、北東アジア地域の環境協

宣言したことである。 宣言したことである。 宣言したことである。

力への発展方式はありえないものといえよ らにこれを確認支援するための行動計画や 頼醸成のための基盤整備が必要であり、 う。このためには、まず技術面や人材育成 足飛びに条約締結へ至るといった、法律協 ったとしても、環境分野だけが突出して一 の地域協力自体がいかに望ましい内容であ 環境協力の経験を見る限りでは、環境分野 だし、これまでのアジアの他地域における や環境省が現在実施する「持続可能な社会 のための調査」報告書(平成一八年三月 地域における新たな環境協力の枠組み構築 ルギー使用合理化基盤整備事業「東アジア された経済産業省の平成一七年度国際エネ 関心は高まりつつある。例えば、最近発表 面の協力といった環境分野での地道かつ信 会」の議論にも見られるとおりである。た の構築に向けた日中環境協力のあり方検討 わが国の北東アジアの環境協力に対する

> ろう。 りの程度に蓄積された後に、はじめて地域 りの程度に蓄積された後に、はじめて地域 い法律協力が可能になるものといえるであ

## ●おわりに

のとして理解することができよう。 せつつ、問題解決に寄与する役割を担うも 構成国に実効性ある形でフィードバックさ ルで一旦ろ過し、これを国際社会と地域の うなグローバル化する環境問題を地域レベ 知識や規範を補いつつ発展させる使命が与 結果によって、それぞれに抜け落ちている の双方の間を行き来しながら、相互作用の きた環境法には、国際法秩序と国内法整備 限界が既に見え始めている。この点で、生 環境法は、学術上、国際環境法と国内環境 解決がまず優先される必要がある。現在の 境問題が、国内、地域、地球レベルで大き おける環境法創造の動きは、まさにこのよ えられていると考えられる。地域レベルに た伝統的な手法に立った問題解決だけでは、 先進国主導の考え方や主権国家を前提にし 法に区別されているが、これまでのような 発生はローカルであり、このための足元の な課題となっている。しかし、環境問題の グローバル化に伴う負の局面としての環

| 所在ジャカルタ海外調査員| | (さくもと | なおゆき/アジア経済研究



## バルなルール形成と開発途上国

# ●海賊規制の抱える問題

でラッカ海峡でも状況は同じで、二○○ も声い規則の一つとされる。しかしながら り、また海賊の武装化による海賊行為の凶 思在においても海賊行為の抑止は困難であ り、また海賊の武装化による海賊行為の凶 悪化等、さらに難しい問題を抱えている。

工年度は日本船籍章駄天号事件を含む一二件の海賊事件が発生している。年間七万五件の海賊事件が発生している。年間七万五件の海賊事件が発生している。年間七万五の安全の確保は国際貿易や日本経済にとっており、したがってマラッカ海峡での航行ており、したがってマラッカ海峡での航行の安全の確保は国際貿易や日本経済にとって、大きな経済的利益なのである。

習法として規定されている海賊行為の定義等ないのであろうか。ここでは二つの問題等一に、実際に起きている海賊事件と、第一に、実際に起きている海賊事件と、のは三つの問題を取り上げることにする。

とが乖離している点である。そもそも沿岸

ら。が、海洋法条約の対象となるのか問題があ断、海洋法条約の対象となるのか問題があ国の領海であるマラッカ海峡での海賊事件

いるのか、以下検討することにする。 経済的資本の不足から海賊の取締りのため これらの問題について国際および国内両 これらの問題について国際および国内両 レベルにおいてどのような努力がなされて レベルにおいてどのような努力がなされて

## 海賊に関する国際法

一七世紀の近代国際法の登場以前に既に 海賊は「人類共通の敵」(hostis humani ge peri)として観念され、国籍国の保護を受けることはできず、また海賊行為はすべての国が裁判管轄権を持つ国際犯罪として認められていた。

一九世紀後半には、国際慣習法の法典化作業が始まり、二〇世紀に入ると、国際連盟の国際法法典化専門委員会で「海賊の抑盟の国際法法典化専門委員会で「海賊の抑止のための条文草案」が作成された。しか止のための条文草案」が作成された。しかいできず、法典化業の対象からは除外された。

ものであった。 を修正し、例外的に普遍的管轄権を認める 海上の船舶での海賊行為に関しては、船舶 ての国が取締りのための強制権を有し、公 または略奪行為といった海賊行為は、すべ も服さない場所での不法な暴力行為、 定は、ほとんど修正されることなく、一九 として採択され、さらに同条約の海賊の規 作成、その後「公海に関する条約」の一部 の旗国のみが執行権を持つとする旗国主義 ついて、公海上及びいずれの国の管轄権に その内容は「人類共通の敵」である海賊に 五五年に海賊に関して八条から成る草案を てからである。国連国際法委員会が、一九 のは第二次大戦後の国際連合の時代になっ 八二年の「海洋法条約」に引き継がれた。 再び、海賊に関して法典化が試みられた

## 法と現実の乖離

ない。では、海洋法条約の抱える問題とは為、略奪行為を含む)の規制には至っていの海賊行為だけでなく広く海上での暴力行あるが、実効的な海賊事件(海洋法条約上こうした歴史を経て条文化された規定で

# 国際的枠組みの構築と沿岸国の対応

小中さつき

何なのであろうか。

第一には海賊行為の目的が、「私的目的」 第一には海賊行為の目的が、「私的目的」 の事件(アキレ・ラウロ号事件)のごとき の事件(アキレ・ラウロ号事件)のごとき の事件(アキレ・ラウロ号事件)のごとき は同条約の対象とはならず、例えば一九八五年の武装パレスチナゲリラによる政治目的の船舶乗っ取 の事件(アキレ・ラウロ号事件)のごとき

第二の問題は、海賊行為の行為地である。第二の問題は、海賊行為の行為地である。 (道)で行われる海賊行為のみを対象とすることは、領域主権の排他性からは当然のこことは、領域主権の排他性からは当然のことであり、領域内での船舶への暴力行為はとであり、領域内での船舶への暴力行為は国内法上の問題である。しかしこの点、東南アジアでの海賊事件の現状に照らして見れば、マラッカ海峡はそもそも沿岸国の領布であり、また事件は港や領海内での停泊中もしくは投錨中に多発していて、海洋法条約では東南アジア海域の問題を解決でき条約では東南アジア海域の問題を解決できるいことになる。

ためには再検討の必要があるかもしれない。除された経緯があるが、実効的な取締りのついては国連国際法委員会の草案段階で削高には拿捕できない問題がある。追跡権にっては重連国際法委員会の草案段階で削済された経緯があるが、実効的な取締が領無された経緯があるが、実効的な取締が、の国家の管轄権にも服さない場所とされた経緯があるが、実効的な取締が、の国家の管轄権にも服さない場所が「公海」もしくは第三には拿捕の場所が「公海」もしくは第三には拿捕の場所が「公海」もしくは

法典化条約である海洋法条約は、より多

ているということができる。
事件を取締るためには、多くの制限を抱えあり、各海域の具体的な事情に即して海賊を国家実行から共通項を導き出したもので

## ●国際ルール作り

努力を重ねてきている。
国際社会は新たなルール作りに向け様々な事件に対応できない状況を解決するため、事件に対応できない状況を解決するため、

関心事項であることを各国に認識させた。 ships)という新たな概念を導入した。これ IMOへ報告することなどが各国に要請さ めにあらゆる措置をとること、船主、船舶 決議では海賊行為及び武装強盗の抑止のた 国内法上の問題ではなく、国際的に重要な っ取り、身代金目当ての誘拐といった海洋 択し、ここで、「海賊行為」と共に「船舶 また自国船籍の船舶について事件発生時に 運行者、船長および乗組員に対する助言、 法条約の対象とならない犯罪行為も単なる により沿岸国の領域内で発生する強盗や乗 に対する武装強盗」(armed robbery agains 止策」(resolution A. 545(13)) を総会が採 大きな役割を果たしている。一九八三年に 海事機関(IMO)はとりわけこの分野で 「海賊行為及び船舶に対する武装強盗の防 海上の安全の確保をその任務とする国際

海賊情報の共有を求めた。

ルかしながら状況の改善が見られないたのは一九九一年「海賊行為及び船的に対する武装強盗の防止及び抑制」(res-船に対する武装強盗の防止及び抑制」(res-船に対する武装強盗の防止及び抑制」(res-船に対する武装強盗の防止及び抑制」(res-船に対する政策を表現したがある。

「海賊行為及び船舶に対する武装強盗の防「海賊行為及び船舶に対する武装強盗の防にが取りた。」 九 九 年 に 改 正。(MSC/Circ.622/Rev.1)を採択した。

一九九三年にはより具体的かつ詳細な

事件との重大な関連が認められた国等、 された者は、実質的当事国との合意によっ 生した海賊事件の関連国を広く指す。海賊 質的当事国とは捜査対象船の旗国、事件発 ラルンプールに設置した海賊情報センター 報の収集には、国際商業会議所の国際海事 用であることが改めて確認されている。情 の防止や船舶の自衛策のためには非常に有 また海賊事件の情報の収集、共有が、事件 より実効的な体制整備などを求めている。 局(ICC-IMB)がマレーシアのクア 関係国との協力下での執行管轄権に関する 海賊対策のための行動計画の作成の要請や 有用な捜査情報を有する国、捜査国により て捜査国の法の下で訴追されるとする。実 装強盗(武装強盗)により領海の外で逮捕 (PRC) を活用することも提言している。 さらに海賊行為もしくは船舶に対する武 自国民が死亡、重傷を負った国、

である。 である。 である。 関係国全体で取締りを行う趣旨行為および武装強盗が処罰されないことが

武装強盗の取締りが可能となる。 
武装強盗の取締りが可能となる。 
武装強盗の取締りが可能となる。 
武装強盗の取締りが可能となる。 
武装強盗の取締りが可能となる。 
武装強盗の取締りが可能となる。

二〇〇一年に総会で採択された「海賊及び船舶に対する武装強盗の犯罪の捜査のための慣行綱領案」(resolution A. 922)は、めの慣行綱領案」(resolution A. 922)は、大為または略奪行為を指すものとしてはじめて定義した。綱領案は決して沿岸国の領海内での執行管轄権を制限するものではないが、自国の管轄内での海上暴力が、当該国家の利益だけでなく、国際的な共通利益をも損なうものであることや、十分な捜査をも損なうものであることや、十分な捜査をも損なうものであることや、十分な捜査をも損なうものであることや、十分な捜査をも損なうものであることや、十分な捜査をも損なうものであることや、十分な捜査をも損なうものであることや、十分な捜査をも損なうものであることや、十分な捜査をも損なうものである。

海上の安全という点からは、一九七四年 海上の安全という点からは、一九七四年 本条約は船舶の構造や設備、救命設備の基 準を定め、海上での人命の安全のための国際 の「海上における人命の安全のための国際 の「海上における人命の安全のための国際 を定め、海上での人命の安全を促進する ものであるが、二〇〇二年に前年の九・一 一同時多発テロを受け、海上テロの脅威か を入命を守るための大きな改正がなされた。

術的な協力を求めていくという考え方であ もと協力を行うとする海洋法条約四三条を の安全に関し、沿岸国と利用国とで合意の が決められた。注目すべきは、海峡の航行 る国家間協力や共同パトロールを行うこと る国内法の整備、情報の交換、捜査におけ のための行動計画」に基づき、海賊に関す SEAN)を挙げることができる。二〇〇 たすべきであろう。 るためにすべての利用国は相応の責任を果 について、航行の安全という共通利益を守 障害である資金や技術力の不足という問題 る。東南アジア諸国による取締りの一番の 根拠に、利用国や関係国際機関に対して技 ォーラムとしては東南アジア諸国連合(A 二年の「ASEAN国境を越える犯罪撲滅 普遍的な国際組織に対して、地域的なフ

障分野を対象とする地域的対話フォーラムアジア太平洋地域における政治や安全保

EAN地域フォーラム(ARF)が二○○ ○年に海賊や不法入国を主に扱う専門家グループを設立し、二○○四年の第一○回閣 僚会合において「海賊行為及び海上保安へ の脅威に対する協力に関する地域フォーラ ム声明」を出している。この声明では海賊 ム声明」を出している。この声明では海賊 としては、一九九四年より開始されたAS であが国際的な貿易活動の阻害要因である である ことや、海賊行為がアジア太平洋地域に共 めの絶対的な条件であることを確認してい めの絶対的な条件であることを確認してい めの絶対的な条件であることを確認してい る。

また一八九七年設立の海事専門の非政府 また一八九七年設立の海事専門の非政府 大海は、処罰の対象とは海法の国際の 本に「海賊行為及び海上暴力行為に関する法律の統一に関する共同国際の 中でルーカル八年に「海賊行為及び海上暴力行為に関する法律の統一に関する共同国際の 中でル 「海賊行為」を作成した。あらゆる海賊年に「海賊行為及び海上暴力行為が必ず関係国による訴追、処罰の対象となるものとしているが、「海賊行為と関連を表別である。

## 国際ルールの実現

である。そうした中で非常に積極的な活動かという点が実効的な取締りの上では重要それらのルールがいかに国内で受容されるこうした様々なルール作りに対応して、



動は国家による取締りを促進するものであ

速な対応をとることができる。PRCの活 を行っているのが、非政府国際組織である PRCである。PRCは海賊に関する情 るPRCが対象とする海賊事件は、IMO と同様、「海賊行為」と「武装強盗」を含 むが、国家管轄権内で発生する「武装強 立が、国家管轄権内で発生する「武装強 の主権の衝突も起こらず、事件に即した迅 の主権の衝突も起こらず、事件に即した迅

アジア太平洋経済協力(APEC)では海賊に関する協力体制の確保が確認されている。二〇〇二年に採択された「テロリズムとの闘い及び成長の促進に関するAPE C首脳声明」にはSTARイニシアティブが盛り込まれた。テロ対策を目的とする取組みだが、域内での安全な貿易の確保のためになされる、ISPS Code の履行などを含む船舶や港湾施設に対する具体的な安全対象の国家への義務づけは、海賊の取締りについても十分機能するであろう。

でも様々な対応がとられている。認識の高まりに呼応して、東南アジア各国こうした国際社会での海賊の取締りへの

の整備や国際協力の促進を約束する「東京○年の東京海賊対策国際会議では、国内法日本のイニシアティブで開かれた二○○

び「アジア海賊チャレンジ2000」が採 れる可能性を危惧したインドネシアやマレ ていたが、自国の主権を米国により制限さ とする「地域海洋安全保障構想」を提唱し 関する地域協力協定案」は二〇〇六年九月 いる。また小泉首相により提唱され、二〇 諸国に対して技術的、経済的支援を行って 択され、これらに基づき日本は東南アジア アピール」、「モデルアクションプラン」及 ーシアの強い反発により、構想を断念して 協定案に並行してテロ及び海賊対策を目的 国間協力を促すものである。一方米国は同 発見を容易にし、また犯罪人引渡し等の一 ターを設立し、容疑者の逮捕や被害船舶の に発効予定である。本協定は情報共有セン 行為及び船舶に対する武装強盗との戦いに ○一年に採択された「アジアにおける海賊

海賊の取締り、特に一国の管轄権下で発生する武装強盗の取締りを強化しようとするとき、そこには当然沿岸国の主権の壁がある。したがって、海賊の実効的な取締りには沿岸国自身の積極的な取組みが最も有には沿岸国自身の積極的な取組みが最も有いるが、海上法執行機関が十分に整備されていないため、海賊の規制が実効的に行われているとは言いがたい。

した一二の関係機関を統合してマレーシアマレーシアは二○○五年にそれまでに存在このような問題を解決すべく、例えば、

海上法執行庁を設立、フィリピンは海上安 を準備中である。 を準備中である。

国間条約を結んでいる。

国間条約を結んでいる。
これらの機関に対し日本は、JICAを
にいる。また沿岸国は共同パトロ
がでは、は横的、経済的支援を行っている。また沿岸国は共同パトロ
に、大村育成プロジェクトの支援や合同
がでいる。また沿岸国は共同パトロ
に、大村育成プロジェクトの支援や合同

## ●今後に向けて

の構築に止まらざるを得ない。

武装強盗という新たな概念を導入し、海大学を開発にも有効であろう。しかしながら沿岸国の領域主権の尊重から、とりうるら沿岸国の領域主権の尊重から、とりうるが、大学を関係的な取締りの対象にしよ、大学を表し、東南アジア海域である。